
令和8年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和8年6月12日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和8年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 桐木 敏隆	2番 佐藤 春男
3番 佐藤 孝子	5番 市野 辰廣
6番 田中 義了	7番 佐藤さつき
8番 板倉 哲男	9番 磯貝 助夫
10番 本願 和茂	11番 中島 早苗
12番 馬原 英治	13番 工藤 博志
14番 富高健一郎	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	林 謙一
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	佐藤健次郎
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長		工藤 久生	

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 佐藤 峰史
会計管理者 …………… 佐藤 美和
保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 湯川 哲
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（本願 和茂議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（本願 和茂議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問をされる方は、町長及び教育長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じて答弁者を指名し、執行側の権限が及ぶ範囲内で再質問をお願いします。

また、質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を厳に慎むようお願いします。

最初に、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（13番 工藤 博志議員） さきに通告いたしました行政改革について、町長に質問いたします。

住民サービスの向上と行政運営の効率性向上を主眼に総合政策室を設置され、その後、具体的に具現化できる総合政策課を条例で制定されたのが2021年であります。現在、各課施設長合わせて15課15人体制であります。

一方、議会は、平成21年以降16人から平成29年には13人に定数を削減してまいりました。町・日本全国で人口減少が続く中、従来の議員定数を維持することが町民の声として多過ぎると認識されているからであります。

また、議員の日常が見えないという声もあり、議員定数を削減し少数精鋭にし、かつ報酬を適切にして活動の活発化に期待する声があるのも事実です。

本町議会では、議員定数及び議員報酬について全員協議会で協議することとしました。本町議

会においては、今後十分に審議し、今任期中に結論を出すこととなります。

執行部においても、財政健全化・行政効率化を目指す中で、職員定数や各課編成・機構改革など見直しを検討する時期ではないかと考え、いろいろな面から町長の考えを伺います。

①国は権限委譲し、地方自治体に過大な負担があり、業務量も増加傾向ですが、A I活用・生成A I等の導入による業務の効率化や窓口業務の縮小、民間委託などを検討する時期ではないか。

②職員定数については、人口減少とともに、どこの自治体においても削減傾向にありますが、一方で会計年度任用職員が増加傾向にあります。

正職員・会計年度任用職員ともに見直しする時期ではないか、伺います。

ちなみに、令和8年度は正職員188名、会計年度任用職員はフル、パートを合わせて約157名体制であります。

③現在、15課施設長がいますが、行政運営・業務のスリム化から、各課統合の考えはないか、伺います。

④人件費について、令和5年度は14億5,200万円、令和6年度は15億3,000万円、令和7年度は16億3,200万円、予算全体の比率は15%から17.4%に伸びています。

議会には住民の声として、財源が厳しいことや人口減少から定数削減を訴えられます。財政運営の安定を目指す上でも改善の余地はないのか、伺います。

ちなみに、類似町では、新富町15億3,000万円、約10.5%、川南町13億6,000万円、9.9%、三股町については、人口が多いですけれども、21億円でありまして、14.4%であり、本町は突出しているようにあります。

⑤現在の議場は、執行部と議会側、対面方式です。議員側に12名、執行側に議長と事務局長がいますので、20名となります。今後、議員定数削減となるようなことがあれば、仮定であります。議会と執行の議場でのバランスの点からも各課統合が必要ではないかと考えますが、伺います。

⑥予算は多ければ多いほどいいわけですが、限られた予算で最大の効果を上げていく上で、執行・議会ともに身を削る覚悟を持って取り組んでいかなければならないと考えますが、伺います。

以上、6点についてよろしくお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。それでは、工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本町のこれまでの行政改革の取組につきましては、複雑・多様化する行政ニーズに対応するため、また行政改革は不断に取り組むべき行政課題であるという認識の下、平成29年

3月に策定した第7次高千穂町行政改革大綱に基づき、7次にわたり行政改革に取り組んでまいりました。

また、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治運営の基本原則を踏まえ、厳しい財政状況の中において、政策・課題に対応した簡素で効率的な行政サービスの提供を実現するため、令和4年度からは、これまでの行政改革に財政改革を加えた総合的な行財政改革大綱（第8次）を策定し、行政組織の効率化はもとより、財政の健全化、自主財源の確保や、限られた人員・財源の中で多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくための人材づくりに取り組んでおります。

それでは、行政改革について、1点目のA I活用・生成A I等の導入による業務の効率化や窓口の縮小、民間委託などを検討する時期ではないかとの御質問ですが、生成A I等の活用や行政手続の電子申請届出など、自治体業務のD X化につきましては、令和7年度から宮崎県町村会が県内の全市町村を対象に、自治体D Xサポート事業として取り組んでおり、単独の自治体での導入では多額の経費を要することから、県内市町村で共同調達が可能なものについて洗い出し作業が行われてきました。

また、昨年度検討されてきた中で、令和8年度から、行政手続や各種申請、住民アンケートなどの様々な紙での業務や手続を対象に、デジタル化やオンライン化で行う電子申請システムを共同調達することが決定されましたので、今年度より県内市町村で導入されております。

本町での具体的な運用内容などについては、現在、検証中ではありますが、電子申請システムの導入は、住民や事業者が来庁されることなく、手続や申請届出を行うことが可能となり、住民サービスの向上や職員の事務作業の軽減にもつながるものと考えております。

また、本町独自の取組としましては、窓口業務の効率化や住民サービスの向上を目的に、自治体のD X化の一環として申請書作成支援システム、いわゆる書かない窓口の運用を本年11月から開始する予定としております。

このシステムは、住民票や証明書等の交付申請をされる際、高齢者や障害のある方などが申請書に記名等を行うことが難しい場合において、マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類を認証装置で読み取ることによって、氏名、住所、生年月日の情報が印示された状態で申請書が印刷されるものでありますが、福祉保険課に2台、町民生活課と税務課にそれぞれ1台、計4台を設置し、窓口手続における町民の皆様の負担の軽減や窓口サービスの向上に努めてまいります。

また、生成A Iの利活用につきましては、令和7年11月から生成A Iツールの利用を開始し、生成A Iに指示や情報を与えることにより、内容に沿った回答の作成を行うなど、業務の効率化

につながっております。

また、将来的に生成A I 技術を活用した業務改善や住民サービスの提供を行うことを想定し、各種研修会やセミナーの受講、また宮崎県北部広域行政事務組合が主催する生成A I 講座等にも参加し、職員の生成A I の利活用に対する意識の向上を促してまいりたいと存じます。

自治体のD X化は、業務の効率化や住民の利便性の向上につながるため、引き続き、共同利用によるコストの低減を図るとともに、他の自治体の導入事例も参考にしながら、進めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の、職員定数については、人口減少とともにどこの自治体においても削減傾向にあるが、一方で会計年度任用職員が増加傾向にある。正職員・会計年度任用職員ともに見直し時期ではないかとの御質問ですが、国民健康保険病院が西臼杵広域行政事務組合へ移管される前の令和5年4月1日の職員定数は、病院以外に勤務する職員の定数を215人、病院に勤務する職員の定数を105人とし、合計で320人となっておりますが、令和6年4月1日からは、病院の移管に伴い、病院に勤務する職員の定数を削除し、併せて病院以外に勤務する職員の定数を215人から15人減員して、職員定数を全体で320人から200人に改正したところでございます。

また、令和8年4月1日の本町の職員数は188人となっており、病院が移管する前の令和5年4月1日との比較では、4名の増となっておりますが、総務省がまとめた令和7年地方公共団体定員管理調査結果によりますと、全国の市町村の職員数は、平成9年以降、行財政改革の取組により減少し続けておりましたが、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症対策のための体制強化等により再び増加に転じ、令和7年も、デジタル化への対応や子育て支援関連業務の体制充実等により増加となっているようです。

会計年度任用職員につきましては、年度によって増減はありますが、毎年160人前後の人数となっております。

職種としましては、一般事務、保育士、調理師、看護師、保健師、栄養士等で任用しており、主な業務内容は、各課の事務補助、観光施設、保育園保育士、児童クラブ、子育て支援センター、学校の特別支援、給食調理等の業務に勤務いただいております。

本町におきましては、都市部では法人や民間に業務を委託して行っている地域包括支援センターや児童クラブ、子育て支援センター、学校の給食調理業務などに会計年度任用職員を任用し直営で行っている業務もあり、他の自治体と比べて多くの職員を必要とするところもありますが、引き続き、町民の皆様のニーズに的確に対応した行政サービスの確保に配慮するとともに、事務事業の見直しを行いながら、正職員、会計年度任用職員ともに適正な定員管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、３点目の行政運営・業務のスリム化から各課統合の考えはないかとの御質問ですが、役場内の行政運営体制につきましては、新たな行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応するため、その時々に応じた行政需要の観点から、効率的かつ機能的な行政運営体制を整備する必要があるものと考えております。

第８次高千穂町行財政改革大綱の取組内容におきましても、効率的な行政運営体制の構築と職員の資質向上として、町の組織機構の見直しの項目を設け、毎年度、各課ヒアリングを行いながら、各課の現状、課題等の把握に努めるとともに、業務分担の見直しや人員配置等を含めた組織機構の見直しに向けた検討を行っているところであります。

御質問の各課の統合につきましては、今後の各種事業の進捗状況等も勘案しながら、引き続きの検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、４点目の、人件費について、財政運営の安定化を目指す上でも改善の余地はないかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、人件費につきましては令和５年度決算額が１４億５,２００万円で、内訳は、正職員に係る給料、時間外手当、期末勤勉手当、児童手当、その他（扶養・住居・通勤）手当が８億１,０８４万４,０００円、会計年度任用職員に係る報酬及び期末手当が２億３,５３７万２,０００円、その他議員報酬、各種委員等報酬、特別職給与、共済組合負担金等となっております。

また、令和６年度の決算額は１５億３,０００万円で、前年比７,８００万円の増額となっております。内訳は、正職員に係る給料、時間外手当、期末勤勉手当等が８億１,７５３万３,０００円で、前年比６６８万９,０００円の増、会計年度任用職員に係る報酬及び期末勤勉手当が２億９,８００万１,０００円で、前年比６,２６２万９,０００円の増となっております。

増額となった理由としましては、人事院勧告に基づく職員の月例給と特別給（期末勤勉手当）の改定や、災害復旧等に伴う時間外手当、令和６年１０月から改正された児童手当の増額、また、会計年度任用職員については、報酬や期末手当の改定と、勤勉手当の新設による増額が主なものとなっております。

また、お示しいただいた令和７年度予算額の１６億３,２００万円についての決算見込額はまわっておりませんが、人事院勧告に基づく職員の月例給と特別給（期末勤勉手当）の改定等により、令和７年度につきましても、人件費の決算額は令和６年度の決算額に比べ増額になるものと考えております。

近年、全国的には自治体職員の成り手不足が顕著になってきており、人材の確保に苦慮している自治体もあるようですが、その原因の一つとして、民間企業の給与や待遇が向上し、公務員との格差が拡大したことが挙げられているようです。

そのような面からも、職員の成り手不足の解消や優秀な人材を確保するためには、給与や待遇

が改善していくことは必要なことだと考えておりますが、先に述べましたように、業務分担の見直しや人員配置等を含めた組織機構の見直しに向けた検討を行いながら、人件費の抑制に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、5点目の執行と議会でのバランスの点からも各課統合が必要ではないかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、議会での議員と執行部の出席人数は、議員の人数と比較すると執行部の人数が多くなっており、議員と執行部の人数のバランスという点では差がある状況です。

しかしながら、議員の皆様には、地域住民の代表者として住民の声を行政に届け、政策や事業に反映いただくとともに、行政のチェック機関として大変重要な役割を担っていただいております。

また、執行部につきましては、充実した住民サービスを提供するためには、各課の編成が必要であると考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

各課の統合につきましては、3点目の御質問でも述べさせていただいたとおり、毎年度、各課ヒアリングを行いながら、各課の現状、課題等の把握に努めるとともに、業務分担の見直しや人員配置等を含めた組織機構の見直しに向けた検討を行っているところであり、今後の各種事業の進捗状況等も勘案しながら、引き続きの検討課題とさせていただきたいと存じます。

最後に、6点目の、限られた予算で最大の効果を上げていく上で、執行・議会ともに身を削る覚悟を持って取り組んでいかなければと考えるが、いかがかとの御質問であります。答弁の冒頭でも申し上げましたとおり、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治運営の基本原則を踏まえ、厳しい財政状況の中において、政策・課題に対応した簡素で効率的な行政サービスの提供を実現するためには、町民ニーズに的確に対応し得る人材の育成・確保に取り組むべきものと考えております。

また、今後とも、第6次高千穂町総合長期計画及び第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業推進を図るとともに、長期的な視点に立った効率的で持続可能な行財政運営の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） それでは、再質問をさせていただきます。

行政改革につきましては、令和4年度に制定した第8次行財政改革大綱を策定し、その中でしっかりと取り組んでいるというような答弁でございましたが、もう4年を過ぎようとしておりますけれども、その中で、以前にはあったかどうか分かりませんが、その成果あるいは公表をやっていたかどうかを総務課長のほうにお伺いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

行財政改革大綱につきましては、現在、第8次の大綱として、令和4年度から令和8年度までの計画期間ということで取り組んでいるところでありますが、この取組状況を副町長、それから公民館連絡協議会、商工会、議会の代表者など6名で構成する行財政改革推進委員会に年に1回報告いたしまして、委員の皆様から御意見をいただいているところであります。

この会議では、50の取組項目について、各課のヒアリングによる取組内容や取組実績を報告させていただいておりますけれども、委員会での審議内容や、いただいた御意見などを町のホームページにおいて公表をさせていただいております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） 行政改革委員会の中だとホームページで公表されているというようにありますが、議長から許可をいただいたので公表させていただきますが、これは夕刊デイリーの新聞であります。延岡市の行財政改革の公表でありますけれども、63項目について、その計画が実施されたものについては二重丸、進行中については一重丸、まだ検討して手がけていないものについては三角、その計画を上回っているものにはA、おおむね計画どおり進捗しているものについてはBというようなことで公表されております。

ホームページで高千穂町は公表されているというようなことでありますけれども、高千穂町も45%近い高齢化率であります。なかなかITとかパソコンなどを使いづらい方がたくさんいらっしゃるわけですが、もっと気軽に见れるような住民サービスを検討していただきたいと思うわけですが、町広報紙あるいはこういった報道新聞等に公表できないものか、町長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

町民の皆様がその細かい項目に対してどこまで興味をお持ちかなというところもありますけれども、可能性としてはあるかなと思いますので、それ用のペーパーを作って回覧文書に入れていただくとか、そういったことは可能かなと思いますので、検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） このことは結局、町行政がこの行財政改革をしっかりとやっているんだというあかしにもなるわけですよ。ですから、やっぱり住民に理解していただくためにも、1年に一遍、町広報のページを増やす分でもこういった状況報告を町民に知らせていただき

たいと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 御質問にお答えいたします。

確かに広報紙等で町民の方にお知らせすることは重要なことだと考えております。今後はホームページだけではなく、広報紙等においても公表をしていくように努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 町広報紙につきましては企画観光課が担当であります、企画観光課長の考えはいかがでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

広報紙につきましては、予算の関係もございますので、総務課と協議をしまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） ぜひ実施する方向で検討をお願いしたいと思います。

次に、自治体が今DX化を目指しているということですが、本町におきましては、書かない窓口を目指して１１月に実施するというようなことですが、これについては、答弁の中でありますように、職員の負担軽減が一番のメリットかなというふうに思うわけですが、これについて総務課長からもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 御質問にお答えいたします。

書かない窓口につきましては、今回、国のデジタル化のための国の交付金事業を活用しまして導入するものでありますけれども、具体的には税関係の申請の届出とか住民票の証明書の申請などで利用を考えております。住民サービスの向上に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 導入については多額の経費がかかるというようなことで、市町村合同での調達をやって市町村全体での経費負担になるかと思いますが、この職員の負担軽減になったことによって、職員も削減できる状況にまで発展につながるのかどうか、総務課長のほうに伺います。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 窓口業務の各種手続において、こういった書かない窓口等を入れることによって職員の事務負担の軽減につながりますので、そのあたりでは人員なかなか減らせるということもすぐにはない状況にありますけれども、今後についてはそういったところについても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 押印の簡素化については、もう既に実施しているということですが、各課ごとですけれども、どの課でどれくらいの押印の簡素化が進んでいるんでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 御質問にお答えいたします。

押印の見直しについての本町の状況でありますけれども、現在では町民や事業者の方の負担軽減、それから事業者の利便性の向上を図るために、町に提出をされる請求書また見積書などについて押印の廃止を行っているところでありますけれども、その他の申請書や届出書につきましては、押印見直しのマニュアル等が内閣府のほうから作成をされておりますけれども、まだ本町のほうでは実際には見直しはされておられません。

ですので、今後は他の市町村の状況、見直し状況も見ながら、今後、見直しを図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 次に、職員と会計年度任用職員について伺います。

職員数、正職員の定数につきましては範囲内ということですが、会計年度任用職員については定数の規定がありませんので、現在１６０人程度——前後というような答弁でありましたが、この会計年度任用職員につきましては各課施設、各施設長が要望されると思うわけですが、要望された人数をそのまま雇用されるのかどうか、町長の決断なのか、それとも必要性の検討をされての判断なのか、町長のほうにお伺いします。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、予算査定の段階でも、それだけの人数が必要なのかということにつきましては、担当課課長、係長等からも聞き取りも行います。その中で、どうしてもこれだけの人数は必要なんだというところであれば、その予算を配分しますけれども、そこまでの

ニーズはないんじゃないかということにつきましては、もう1名ぐらい削れられないのかという
ようなところ、そういったところはこれまでも毎年やり取りをしながら検討しております。

最近では、例えばですけども、高千穂町では、学校の支援員などは他の自治体に比べればかなり
人数は多く配置をしております。それは学校現場からの声を聞いて対応しているというところ
もありますし、例えば子育て支援センターであるとか、あるいは学校給食調理員の皆さんである
とか、そういったところについて会計年度任用職員さんの雇用管理を外に委託するというやり方
も実は検討してこなかったわけではないんですけれども、やはりその現場で働く人たちの町に
直接雇用されているという安心感、これが働く皆さんの声としてはそのほうがいいという声もあ
りますから、その形を取らせていただいているわけであります。

その人件費について、一括して外に出したほうがいいということであれば、やれないことはな
いという状況ではあるんですが、やっぱり働く皆さんの安心感、そのあたりを考慮した場合、町
で直営で雇用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） 会計年度任用職員につきましては、現場の声をしっかり聞いて
要望に応えるように、町長のほうで決断をお願いしたいというふうに思います。

総務課長に伺います。地域おこし協力隊という職員がおりますけれども、この位置づけは会計
年度任用職員の中に含まれるのか、それ以外なのか、お聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 総務課長。

○総務課長（林 謙一課長） 御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の雇用につきましては、今年度、移住支援の業務、それからツーリズム高千
穂郷についての業務、それからアウトドア活動についての業務ということで、3名雇用をしてお
りますけれども、1名が任用型、それから2名が業務委託型ということで雇用しておりますので、
会計年度任用職員としては1名任用型ということですので、1名が会計年度任用職員として雇用
をしております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） 続きまして、各課の統合についてお伺いをいたします。

引き続き検討課題とさせていただきたいというような答弁でありましたが、検討はされてい
るだろうとは思いますが、どのような、公表していいぐらいの腹案はお持ちなのか、町長に
伺います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

これまでも各課の統合というところについて、統合したり、あるいは分かれたりといったところを繰り返してきたかなと思いますけれども、例えば企画観光課というところにつきましては、かつては、一度、観光課というところで分かれた部分もありますけれども、やはり商工というところで元に、企画とですね、また戻したりというところもありました。

総合政策課につきましては、世界的な認証であります世界農業遺産ユネスコエコパーク、そして今後の町としての方針を決める企画的な意味合いの部分で総合政策課に持っていました。

今後、例えば課を統合するに当たっては、業務の共通性であるとか、あるいは将来的には、例えば世界農業遺産等につきましては農林関係のところに移したほうがいいんじゃないか、あるいはユネスコエコパークにつきましては企画に戻したほうがいいんじゃないかとか、そういった声も役場内ではありまして、検討はしてきたところでございますけれども、やはり今、どこの課に割り当てたらいいんだろう、あるいは新しく今後取り組んでいく業務の計画等につきましては、どこでやったらいいんだろうというような部分につきましては、やはり総合政策課のほうで検討すべき機能というのは残しておくべきなんじゃないかなというふうに考えているところです。

執務空間の確保であるとか、あるいは、やはり業務が多岐にわたりますことから、一つの課にまとめてしまったときのその課の課長なりの負担であるとか、そういうところもいろいろ考えながら検討しているところでございますが、まだ最終的にどこどこを統合したらいい、そういったところの結論までは、今の段階では検討はしましたけれども、まだそういう段階ではないという状況でございます。

今後の事務を、業務をどのように割り振れるかというところにつきましては、また庁舎内で毎年度のヒアリング等の中で検討していきたい、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（13番 工藤 博志議員） 私もそのような考えをしとったわけなんですけれども、もう一例を挙げますと、農業関係になります。農地整備課と農林振興課がございしますが、この対象者はほとんど農林業者であります。現在、高千穂町においても農林業者は減る一方でありありますので、窓口を一本化することによって、その農林業者が要望もしやすくなるし、また各課においても、その同じ人が要望に来られたときの情報の共有がよりしやすくなるのではないかと思います。事業の目的は違うかもしれませんが、対象者はほとんどが農林業者でありますので、これも一本化の検討の余地があるのではないかと私は思うわけですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

一番先に統合というところが検討しやすい部分としては、議員おっしゃったところなのかなというふうな考えはあります。

ただ、農地整備課におきましても非常に、農地の管理、災害対応、もしも災害が起こったときの対応であるとか、あるいは中山間地域でありますので、やはり特に用水路の整備等々の業務もありますし、なかなか、その部分を一本化するということについては、すぐすぐ、業務量も多い関係ですぐにはできないかなというふうに考えているところですが、これにつきましては、農林振興課と農地整備課が一緒になった場合の執務室のエリアをどうするかとか、そのあたりまで含めて考える必要があろうかなと思いますので、また今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 固有名詞の農地整備課、農林振興課が出ましたが、それぞれ課長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） どちらから聞きますか。

○議員（１３番 工藤 博志議員） どちらでも。

○議長（本願 和茂議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（工藤 久生課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

農林振興課は今職員が会計年度も入れまして二十数名おりますけども、会合も多くて、業務的にも農業委員会もあり、農業振興係があり、園芸、振興、畜産、それから林務、林業土木といった、ほかの自治体の課長から聞くと、「すごく大変だね」と、「会合も多いし、覚えることも多いし、業務範囲も広いね」と言って同情されるといいですか、心配されることもありますけども、農地整備課と一緒になるということになりますと、土木の知識ですね、そういった専門的な知識も必要となってしまうので、今の我々の農林振興課の課の中での業務量に関しては、やはり厳しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

農地整備課としましては、農業土木を中心とした配置にされておりますので、統合という面では検討の余地は以前からされてきた話はちらちら伺っておりますけども、現状としましては、なかなか農業分野と土木分野、あと林務の林業土木ですね、このあたりとの予算の違いとか、県の出先の対応の違いであったり、そういったところもございますので、なかなか今まで統合も進んできてないのかなというふうに個人的には考えております。可能性としては、検討する余地はあ

るかとは思いますが。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） ぜひそういった検討もしていただきたいと思います。

続きまして、人件費についてであります。答弁では、決算ベースで令和７年度も上昇傾向にあるというようなことでありましたけれども、職員や議員の成り手不足もやはり賃金なしには話ができないわけですが、やはりこの賃金を下げることになれば、また余計成り手不足の解消にはならないというわけでありまして、賃金を上げることによって住民の負担が多くなるということもあります。そういった中で、議会も執行も十分に審議というか、知恵を出し合わなくてはいけないわけなんですけれども、要は住民の所得が向上すれば、その分だけ税も上がるわけだし、自主財源の確保にもつながるわけですが、そういったことについての協議なり検討とか、やはり各課で、全体でそういったことも検討してほしいと私は思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

公務員の給与というところあたりは、地域の給与レベルといいますか、そこあたりの、事業所等の給与のいろいろな算定の基準にされたりということもありますので、そこあたりにつきましては、もちろん公務員の給与関係につきましては人事院勧告等に基づく賃上げ、そういったところもやりながら進めているわけでありまして、しっかりとそのあたりはその決まり事に従って進めてきたということでございます。

それが地域全体の給与レベルを上げていくことにもなるのかなと、そして所得向上ということにつながっていけば、町政運営に対しても町税のアップ等にもつながっていくのかなと思っていますところでございます。

町職員がしっかりと仕事して、そして求められる行政ニーズに対応する仕事をしながら、町の活性化に向けてしっかりと仕事をすることによって、町全体の活気が生まれ、そして町税収入が上がっていくといった、そういったいい循環をつくり出すためにも、町職員の給与等につきましては、会計年度任用職員も含めてでありますけれども、しっかりと維持をしていけるようにと、そして人員を、職員を含め、会計年度任用職員を確保しながら前に進んでいきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 工藤博志議員。

○議員（１３番 工藤 博志議員） 行財政改革につきましては、状況に応じて臨機応変に対応し

ていくべき課題であろうと私もと思いますが、国・県の状況を的確に把握しながら行財政改革を進めていただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

答弁があれば、町長のほうで。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 町といたしましても、かつての行政改革に、行財政改革というふうに「財」を入れたわけでありますけれども、しっかりと町行政として行財政改革に取り組んでいく、少しでも、最少の経費で最大の効果を上げるというようなところも申しましたけれども、そのようなためには、町としても経費、人件費の削減等につきましてはしっかりと取り組んでいきながら、その中でも町民の皆様に求められる行政ニーズ、サービスの維持、しっかりと努めていきたいというふうに改めて考えたところでございます。ありがとうございました。

.....

○議長（本願 和茂議員） ここで、11時まで休憩します。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（8番 板倉 哲男議員） では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地域猫についてです。犬や猫は、いずれもペットとして身近な存在ですが、飼養の在り方や行政の関わり方には違いがあります。犬については、係留や室内飼養が基本とされており、また、狂犬病予防法に基づく登録制度により、行政が飼養状況を一定程度把握しています。こうしたことから、現在では飼い主のいない犬、いわゆる野良犬はほとんど見られなくなっています。

一方、猫については、従来、放し飼いが容認されてきた経緯があり、また、犬のような登録制度もないことから、行政が飼養頭数等を把握することが難しい状況にあります。そのため、猫については、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫は一定数存在しているのが現状です。

飼い主のいない猫が原因で、時として、ふん尿や鳴き声により、住民の生活環境が悪化するケースがあります。また、猫は1年に複数回の出産が可能で、1回の出産で5から6頭が生まれることから、爆発的に増加する可能性があります。飼い主のいない猫が爆発的に増加すれば、住民の生活環境がさらに悪化することから、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、一代限りの命を地域で見守る地域猫活動が全国的に求められています。

しかし、取組の在り方について地域差があるのが実情です。本町議会文教厚生常任委員会で行政視察をした台東区の事例を参考に、本町における地域猫活動の推進に向け、幾つか質問をさせ

ていただきます。

（１）として、地域猫活動についての情報発信・啓発についてです。地域猫ボランティアと行政の間に信頼関係が構築できている地域ほど、地域猫活動の成果を上げることができるようです。また、地域猫ボランティアと行政の信頼関係の構築には、経済的支援だけでなく、精神的支援が重要であるそうです。

精神的支援の代表例として、行政から住民に対する地域猫活動の周知啓発があります。本町において、地域猫活動はあくまでボランティア主体の活動であることから、行政としての情報発信や啓発はまだ十分とは言えない状況ではないかと感じています。

一方で、野良猫に餌をやらないようにといった内容については、数年前までは行政無線などで発信していたと記憶しています。しかし、単に餌やりを禁止するだけでは問題の根本的な解決にはつながりにくく、ごみをあさるなど、別の生活環境被害につながるケースも指摘されています。そのため、地域猫活動の原則は、不妊去勢手術を施した上で適切な給餌と清掃をすることです。

こうした地域猫活動に対する理解が住民の間に不十分であれば、地域猫ボランティアと地域住民の関係性が悪化しかねません。行政の役割として、地域猫活動について、町広報やテレビ高千穂、町公式LINEなどで積極的な情報発信や、専門家を招いて講習会を開催するなどの啓発に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、（２）として、行政による地域猫ボランティア公認制度についてです。台東区では、定期的に地域猫講習会を開催し、受講した人を地域猫ボランティアとして公認しています。地域猫ボランティアには、活動する際に身につける腕章や地域猫講習会を受講したことを証明する地域猫ボランティア手帳が交付されます。これら腕章や手帳は、地域猫ボランティアの活動が行政に認められている活動であることを示すものであり、地域猫ボランティアの方にとって、とても心強い精神的支援になると思います。

また、正しい知識を持ち、適切に活動する地域猫ボランティアに腕章や手帳を交付することで、地域猫ボランティアと不適切な給餌者を区別することができます。

本町には、精力的に活動される地域猫ボランティアの方はいるものの、町が地域猫ボランティアを公認するという制度はなく、腕章や手帳などはありません。本町においても、適切な地域猫活動に取り組む意思があり、地域猫講習会などを受講したボランティアについて、町公認の地域猫ボランティアとし、その身分を証明する腕章や手帳を交付してはいかがでしょうか。

次に、（３）として、猫の捕獲支援体制についてです。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施すには、まず猫を捕獲する必要があります。猫を捕まえるための捕獲器は町民生活課で貸与しているとのこと。

しかし、猫を捕獲器で捕まえることは決して簡単なことではなく、また、捕獲に失敗すると、

その後、捕獲器への警戒心が強くなり、捕獲が難しくなるとも言われています。そこで、台東区では、飼い主のいない猫を捕まえたいという相談があれば、経験豊富な地域猫ボランティアを紹介し、捕獲の手助けをしてもらっているようです。

今後、地域猫の取組について町内で理解が広まると、新たに地域猫活動に取り組もうと、捕獲器の貸与を希望する方が出てくることが予想されます。また、町内には既に積極的に地域猫活動に取り組む方が協議会を設立し、活動されています。新たに地域猫活動に取り組むため、捕獲器の貸与を希望する町民が出てきた際は、町が仲介役となり、双方の同意を前提に、捕獲希望者に協議会を紹介し、経験豊富な地域猫ボランティアにおいて捕獲を支援する体制をつくればよいのではないのでしょうか。

次に、（４）として不妊去勢手術の際の搬送支援体制についてです。飼い主のいない猫の不妊去勢手術について、本町では、現在、どうぶつ基金の行政枠を活用した無料不妊手術チケットを希望者に分配しているため、手術費用の負担はありません。しかし、猫を動物病院まで搬送する必要があります。現在は、日向市美々津まで行く必要があるようです。

基本的には、手術の申請者が猫の搬送をすることになっているようですが、独居高齢者など、猫の搬送が課題となる場合もあるようです。事前に担当の町民生活課に確認したところ、独居高齢の高齢者など、搬送困難者に対しては、親戚など、搬送協力者を見つけてもらうようお願いしていますが、どうしても見つからない場合は、町職員による搬送を検討中とのことでした。

しかし、搬送業務を町職員が担う体制については、職員負担や持続可能性の観点から、慎重な制度設計が必要ではないかと考えます。町職員には地域猫以外にも多くの業務があります。搬送業務まで行政が直接担うとなれば、職員負担の増加や他業務への影響も懸念されますので、持続可能な体制の構築という観点からも検討が必要ではないかと考えられます。

その一方で、手術希望者が協議会の会員の知人の場合には、協議会の会員の方が搬送を支援したケースもあるようです。問題となるのが、手術希望者が搬送困難者で、頼れる親戚などもおらず、かつ協議会の会員の知人がいないケースになりますが、その場合、行政が仲介役となり、双方の同意を前提に、手術希望者に協議会を紹介し、協議会の会員が搬送支援する体制をつくってはいかがでしょうか。

次に、（５）として、協議会への経済的支援についてです。これまで説明したとおり、町全体で地域猫活動を推進するために、町と協議会の連携を推進することが重要だと考えます。そして、地域猫活動を長期的・安定的に継続していくためには、ボランティアの善意だけに依存しない仕組みづくりが必要であると考えます。町全体で地域猫活動を推進するためには、協議会に対し捕獲や搬送などの活動に対する経済的支援をするなど、行政としてしっかりと後方支援をする必要があるのではないのでしょうか。

次に、（６）として、福祉職との連携による多頭飼育の対応についてです。台東区では、地域猫活動により、飼い主のいない猫が減少したものの、完全にはなくなる状況となっており、その要因の一つに多頭飼育の問題があるとのことでした。台東区では、調査の結果、単身高齢者でペットを飼育している世帯の一定割合で多頭飼育などによる飼育困難事例が発生していることが分かったとのことでした。

こうしたことから、台東区では地域猫などに取り組む担当者と福祉職が連携し、高齢の飼い主に対し備えておくべきことを啓発するチラシを配布したり、飼育困難予備軍を含めた飼育困難事例を早期発見するよう努めているとのことでした。また、そうした事例が発見されれば、事態の改善に経験豊富な地域猫ボランティアが介入するケースもあるようです。本町においても、福祉職や地域猫ボランティアと連携し、多頭飼育の未然防止や早期発見の取組が必要ではないでしょうか。

以上を踏まえ、町長に伺います。

１、地域猫活動について積極的に情報発信したり、専門家を招いて講習会を開催するなどの啓発に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

２、適切な地域猫活動に取り組む意思があり、一定の講習を受講したボランティアについて、町公認の地域猫ボランティアとし、その身分を証明する腕章や手帳を交付してはいかがでしょうか。

３、新たに地域猫活動に取り組むために、猫を捕獲器で捕獲する際、協議会の会員など経験豊富な地域猫ボランティアと連携し、捕獲を支援する体制をつくればよいのではないのでしょうか。

４、猫の不妊去勢手術希望者が猫の搬送ができない場合、行政が仲介役となり、協議会の会員など経験豊富な地域猫ボランティアが搬送を支援する体制をつくってはいかがでしょうか。

５、町全体の地域猫活動を推進するため、協議会による捕獲支援や搬送支援などの活動に対し、行政として経済的支援を行う必要があるのではないのでしょうか。

６、福祉職や地域猫ボランティアと連携し、多頭飼育の未然防止や早期発見の取組が必要ではないのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１点目の地域猫活動について積極的に情報発信したり、専門家を招いて講習会を開催するなどの啓発に取り組む必要があるのではないかについてですが、情報発信につきましては、現在、地域猫ボランティア団体、高千穂町まち・ねこ共生環境づくり協議会に協力をいただき、飼い主のいない野良猫に餌を与えることで繁殖し、野良猫がさらに増加したことでお困りの住民

に対し、地域猫活動の周知や不妊去勢手術の実施を促していただいております。

野良猫に関する相談がボランティアに寄せられた場合には、町の担当者に取りつないでいただき、公益財団法人どうぶつ基金が、日向市美々津にて月に2日間実施している行政枠の無料不妊去勢手術を案内しております。

町による積極的な情報発信については、まだ不十分ではありますが、情報の発信には、まずボランティアや獣医師会、動物愛護推進の主軸を担う保健所の御理解と御協力が必要であります。今後も、これら関係団体との協議を深め、情報発信体制の強化に努めてまいります。

講習会についても、保健所と連携を図りながら、町内における地域猫活動への御理解が深めていただけるような取組を実施できるのか検討してまいりたいと考えます。

次に、2点目の適切な地域猫活動に取り組む意思があり、一定の講習を受講したボランティアについて、町公認の地域猫ボランティアとし、その身分を証明する腕章や手帳を交付してはどうかについてであります。地域猫ボランティア団体とは、町の担当者が年に3回から5回程度の協議や打合せを行っております。今後も地域猫ボランティア団体との協議を重ね、本町における地域猫活動の実績や状況を踏まえながら、ボランティアの皆様がより活動しやすくなる仕組みの構築について、連携し、取り組んでまいります。

地域猫活動には、ボランティアの御協力が不可欠ではございますが、町民全体の高齢化に合わせ、地域猫ボランティア団体に所属する方々の年齢層も上がってきておりますので、その方々が無理をすることのないよう、持続可能な活動の仕組みにしていくことが必要かと考えます。

次に、3点目の新たに地域猫活動に取り組むために、猫を捕獲器で捕獲する際、協議会の会員など経験豊富な地域猫ボランティアが搬送を支援する体制をつくればよいのではないかについてであります。現在も地域猫ボランティア団体の皆様は野良猫捕獲の支援、手助けを行っております。捕獲器は地域猫ボランティア団体の所有物であり、それを町で預かって、野良猫の不妊去勢手術希望者に貸し出しております。貸出しの際には、町の担当者が捕獲の指導を行います。捕獲が困難な場合には、地域猫ボランティア団体の皆様に御協力をいただき、捕獲の手助けをしていただいております。

次に、4点目の猫の不妊手術希望者が猫の搬送ができない場合、行政が仲介役となり、協議会の会員など経験豊富な地域猫ボランティアが搬送を支援する体制をつくってはどうかについてあります。令和6年度までは宮崎市が手術会場であったため、地域猫ボランティア団体や個人ボランティアにより猫の搬送を行っておりました。令和7年度から日向市美々津での手術が可能になり、手術会場が近距離になったところです。手術希望者の多くは、野良猫への給餌を行っている実態があり、一定の管理責任が生じているものと認識しています。このため、現在は、原則手術希望者本人による野良猫の搬送をお願いしています。美々津までの移動手段が確保できない

独居高齢者等搬送困難者に対し、実際に、先日6月8日、9日に、町の担当者が4世帯、合計11匹の野良猫の搬送の対応を行いました。

さきの答弁で申し上げましたとおり、地域猫ボランティア団体に所属する方々の年齢層も上がってきており、また、自身のお仕事の合間に地域猫活動に御尽力をいただいている方々がほとんどです。地域猫ボランティア団体と町の担当者が協議を行った結果、まだ現時点で町が把握している搬送困難者数が比較的少ないことから、現状の搬送体制を取っております。

今後につきましては、状況の変化も考えられることから、引き続き地域猫ボランティア団体との連携を密に図りながら、搬送支援の体制を整えてまいります。

次に、5点目の町全体の地域猫活動を推進するため、協議会による捕獲支援や搬送支援などの活動に対し、行政として経済的支援を行う必要があるのではないかについてであります。令和6年度に協議会に対しまして、高千穂町町民活動支援事業補助金を交付しております。主に、捕獲器の購入や搬送時の燃料費に使用していただきました。

今後も地域猫ボランティア団体との協議を重ね、ボランティアが無理なく持続可能な地域猫活動ができる仕組みを構築し、経済的な支援が必要な場合は行政の後方支援を実施計画してまいります。

最後に、6点目の福祉職や地域猫ボランティアと連携し、多頭飼育の未然防止や早期発見の取組が必要ではないかについてであります。本町においては、昨年度、どうぶつ基金と西臼杵3町との共催で実施した、西臼杵郡内での野良猫無料不妊手術、宮崎県山間部TNR地域集中プロジェクトにおいて294匹、日向市美々津会場にて44匹、計338匹を手術し、これまでに合計で約900匹、町内の大多数の手術が完了したと考えております。

しかしながら、飼い主のいない野良猫が完全にいなくなったわけではございません。野良猫に餌やりを続け、爆発的に繁殖し、多頭飼育状態となっている地域についても把握をしております。そのため、これからも地域猫ボランティア団体と連絡を取り合いながら、未手術の野良猫に関する情報を収集することはもとより、福祉部門等関係機関との連携を一層強化し、多頭飼育の未然防止及び早期発見につなげるとともに、飼い主のいない猫の生息地域等の情報把握に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） では、再質問をしていきたいと思います。

まず、地域猫についての情報発信についてです。答弁では、情報発信については、地域猫ボランティア団体、高千穂町まち・ねこ共生環境づくり協議会に協力をいただき、地域猫活動の周知や不妊去勢手術の実施を促していただいているとのことでした。つまり、町としての情報発信が

十分ではなく、ボランティア団体の方に地域猫活動の周知をしてもらっているという状況かと思っています。

私は、まずボランティア団体の方が主体となって情報発信をしている現状に課題があるのではないかと感じております。ボランティア団体の方が主体で周知をしますと、第三者から見たときに、猫が好きな人たちがボランティアで猫の愛護活動をしているだけに見えてしまうのではないかと思います。私は、地域猫活動を決して猫が好きな人たちのボランティア活動にとどめてはいけないのではないかと考えております。なぜなら、野良猫による生活環境の悪化を防ぐのは行政の仕事だからです。ですので、情報発信においても、行政が主体となり、例えばですが、町民の皆さん、野良猫による生活環境の悪化を防ぐために、地域猫活動に取り組みませんかというような発信をするべきだと思います。

再度、町長に伺いますが、地域猫活動について、行政が主体となって情報発信をするべきではないかと考えますが、町長のお考えを再度お聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

これまでも、町としてこのような取組をやっていますよということについて、全く情報発信をしてこなかったということではございません。最後のほうで申し上げました、西臼杵3町と、どうぶつ基金で取り組んでおりました宮崎県山間部TNR地域集中プロジェクトを実施する際におきましては、このような地域を対象に行います、希望される方という形で、防災行政無線等も活用しながら情報発信も行いました。

普段から情報発信が必要ではないかということであろうかと思っておりますので、これにつきましては、町としては広報紙の活用であるとか、あるいは、年に1回は最低でも地域の回覧板等において、こういった取組が行われておりますということ、また捕獲器等の貸与もできますよといったところ、こういったところにつきましては、周知をするような内容を作りまして、啓発をしていくということにつきましては、御意見もいただきましたので、そのような活動に向けて取り組んでいければというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 情報発信について、ぜひ行政として主体的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、やはり、今、町民の方でも、そうしたことに興味はあるけど、やはりなかなか専門的なところが分からないといったような声もあるようです。ですので、例えばですが、そういった専門家の方などに来てもらって、どのように地域猫活動に取り組めばいいのかについて講演会を行

うとか、そういった啓発についても力を入れる必要があるのではないかと考えますが、この啓発の部分についての町長のお考えを再度お聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

講習会等を行うかというところにつきましては、やはり専門的な知識を持っている、または経験豊富な方に来ていただくということでありますので、もちろんボランティアの方で中心的にやられている方にお話をしてもらうとか、あるいは、どうぶつ基金のほうに、また協力をいただくといったところで、実施できるのかなと思います。そこら辺りにつきましては、またボランティアの皆さん、また、どうぶつ基金等とも相談をしていしながら、そういった啓発につながるような講演会等が実施できるかについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） あくまで参考程度ではありますが、我々、台東区へ行って研修を受けたわけですが、その担当の方は非常に専門的な方でして、ぜひ高千穂に来てくださいと言えば、呼んでくれたら喜んで行きますよということもおっしゃっていただいていたので、検討していただければというふうに思います。

次に、地域猫ボランティアを町として公認する制度をつくって、腕章や手帳を交付してはどうかという点について再質問をしたいと思います。

答弁では、ボランティア団体と町で年に3回から5回程度、協議をしていて、ボランティアの皆様が活動しやすくなる仕組みの構築について、連携し、取り組んでいきますということでした。ちょっと私からすると、少し的外れな答弁かなというふうに感じまして、私が訴えたいことが伝わっていないのかなと感じております。

地域猫活動について、先ほども言いましたが、知らない第三者の方からの視点を想像していただきたいと思うのですが、知らない方からすると、誰かが野良猫に餌をあげる様子を見ると、何でそんなことをするのかというふうに感じる方もいると思います。中には、そうして餌やりをするから野良猫が増えるんじゃないかというふうに思う方もおられると思いますし、さらには、そうした餌やりをしている人に対して、クレームの声を上げる人なんかも出てくるのではないかなというふうに思います。そうしたことがあった場合に、行政が、目に見える形でバックアップしている活動ですよということが分かるかどうかということが非常に大きいのではないかと考えております。

例えばですけれども、こちらが台東区でボランティアに交付している腕章になります。これを、ぱちっとやれば腕に巻けるという形で、こうしたアイデアも地域猫ボランティアの方と一緒につ

くったということでした。

あと、もう一点、こちらがそのボランティアに交付しているボランティア手帳になります。非常に小さくて、ページ数も少ないんですけども、地域猫活動についての説明が結構詳しく書いてあります。もちろん、この手帳にも台東区の名前がしっかり入っております。

もし、先ほど言ったような何かクレーム的なことを言ってきた人が出てきたとして、そうした場合に、こうした腕章だったり手帳を見せながら、地域猫について説明をすれば、決して、ただ単に猫が好きで餌をあげているだけの活動ではないということが理解してもらいやすくなるのかなと思います。こうした腕章であったり、手帳という目に見える形で、行政の後ろ盾があるからこそ、地域猫活動もやりやすくなるのかなと思っております。

ここで町長に再度お尋ねしますが、地域猫活動が行政に認められた活動であるということを目に見える形にするために、こうした腕章であったり、手帳の交付をしてはどうかと思いますが、この点についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

台東区の事例も例示されておられますけれども、参考になる活動だとは思いますが。ただ、台東区等の都市部の取組、都市部の状況と、西臼杵、高千穂町の状況では、近所の人間関係等につきましても大分違うんじゃないかなと思います。あの方につきましては、このような活動をされているところ、あるいは、こういった猫がいるというところにつきましては、顔の見える関係が西臼杵、高千穂町ではできているのかなというふうにも思っているところです。

ただ、違う地域に行くとということになりますと、そのような都市部との共通するような課題も出てくるのかなというふうに思いますので、これはボランティアの皆さんとまた協議が必要かなと思いますけれども、腕章等につきましては、多額の費用がかかるというものではないと思いますので、そこ辺りにつきましては、活動している皆様の安心感につながるということであれば、精神的支援ということになるんでしょうけれども、検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） こうした腕章とか手帳の意義としては、質問の冒頭にも言いましたが、不適切なといいますか、不妊去勢手術をしない状態で餌だけをやるという方も実際おられるようです。そうした方と適切な地域猫活動をする方とを見分けるという意義もありますので、それも踏まえて検討いただきたいというふうに思います。

この公認の制度に関連して、もう一点、再質問したいと思います。答弁の中で、地域猫ボラン

ティア団体の方々の年齢層も上がってきているので、持続可能な活動の仕組みにしていくことが必要だという、そういった答弁もありました。町内に地域猫活動に熱心に取り組む方々が団体をつくっておられるわけですが、こうした団体があるということは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、だからといって、町内の地域猫活動をボランティア団体ありきの体制にするのは、持続可能性という点からすると、どうかなということも思います。

例えば、台東区では、地域猫活動を先進的にやっておられますが、活動の実態としては、個人個人の地域猫ボランティアが主体だということでした。ですので、台東区の場合、毎年、講習会を開催しているということでしたけれども、講習会を毎年開催し、受講した方にそうした腕章や手帳を交付しているということですので、毎年、どんどん新しい地域猫ボランティアの方が出てきているようで、地域猫ボランティアの数は年々増えている状況のようです。

ですので、答弁の中でボランティア団体の方の年齢が上がってきているので、持続可能な活動の仕組みにしていくことが必要という答弁がありましたが、持続可能な活動にするためにも、団体ありきではなく、やはりベースとして個人の地域猫ボランティアの活動がある体制がいいのではないかなというふうに思います。

そうした意味も含めまして、先ほども言いましたが、年1回とか、定期的に地域猫ボランティアの講習会を開催し、受講した人について町の公認の地域猫ボランティアとするという、そうした体制をつくってはどうかと思っているところですが、この点についての町長のお考えを再度伺います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

答弁で申し上げたとおりではありますけれども、先ほど申し上げたとおり、個人のボランティアの皆さんを新たに育成するということにつきましては、やはり啓発をしていくことによって興味を持ってもらうということが一番大切なことかなと思います。その上で、おっしゃったように、広報活動、また講習会の開催、こういったところにつきましては、今後検討していきながら、ボランティア、高千穂町まち・ねこ共生環境づくり協議会の皆様とも意見交換をしながら、今後の後任の育成、後進の育成ということで、どう取り組んでいけるかというのは、担当課またボランティア団体の皆様と併せまして協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 次に、猫を捕獲器で捕獲する際の、地域猫ボランティア団体の方に支援をしてもらう体制について、再質問をしたいと思います。

答弁では、捕獲器は地域猫ボランティア団体の所有物であり、不妊去勢手術希望者に職員が捕

獲の指導をした上で貸し出しているということ、また、捕獲が困難な場合には、地域猫ボランティア団体の方に捕獲の手助けをしていただいているという答弁でした。

ここで町民生活課長に3点伺いたいと思いますが、まず、令和7年度において、地域猫ボランティア団体以外の方に捕獲器を貸し出した件数が幾つだったのか。また、そのうち地域猫ボランティア団体の方が捕獲の手助けをしたのが何件か。そして、3点目として、貸し出したものの捕獲ができなかった事例が何件ほどあるのかについてお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐伯 竜也課長） 板倉哲男議員の質問にお答えいたします。

令和7年度に捕獲器を地域ボランティア団体以外の方に貸し出した件数であります、合計で108件でございます。

そのうち地域猫ボランティア団体の方が捕獲の手助けをしたのは何件かという質問であります、手助けをした件数は合計で20件です。

最後に、令和7年度で捕獲器を貸し出したものの捕獲できなかった事例は何件かということですが、毎月毎月貸し出します、毎月貸し出して捕まらなかった件数の合計は48件あります。ただ、例えば、4月に貸し出して捕まらなくて、5月に貸し出して捕まったというような件数で、最終的に猫が捕まらなかった件数というのは6件であります。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 結構、地域猫ボランティア団体の方以外にも、108件も貸し出しているということ。また、そのうちボランティア団体の方が支援したのが20件で、最終的に捕獲できなかったのは6件あるということでした。

最初の質問でも申し上げましたが、やはり捕獲が思っている以上に難しいということで、また、捕獲に一度失敗すると、捕獲器に対する警戒心が強くなって、なかなか難しくなるということのようです。ですので、理想は1回目でいかに捕獲をするかということになるかと思います。

そう考えますと、現在、捕獲器を貸し出す際に、担当の町職員が捕獲の指導をするということで答弁がありましたが、当然ですけれども、町職員、毎年、人事異動で変わります。当然、担当職員が猫の捕獲について詳しくない場合もあると思いますので、町職員が捕獲の指導をして貸し出すという体制もどうかと思ったところです。であれば、令和7年度、20件ほど地域猫ボランティア団体の方が手助けをしたケースがあるということではあります、最初から経験豊富な地域猫ボランティア団体の方にも来ていただいて、ボランティア団体の方から指導をいただいた上で貸し出すという体制のほうがいいのではないかなと思います。

また、現状、どうぶつ基金を活用した不妊去勢手術がメインですので、今月では8日と9日と

いうことでしたけれども、当然、手術前に捕獲するわけですので、捕獲する時期もほぼほぼ同じ時期に捕獲することになると思います。であれば、例えば、今回の6月のケースでいうと、5月の中旬ぐらいに捕獲器を希望する方に集まっていたき、また、経験豊富な地域猫ボランティア団体の方にも来ていただいて、指導していただいた上で捕獲器を貸し出すという体制が理想的ではないかなと考えております。

ここで町長に伺いたいと思いますが、もちろん地域猫ボランティア団体の方の意向もありますので勝手に町だけで決めることはできませんが、地域猫ボランティア団体の方に最初の捕獲器の貸出し時の指導も、協力いただけるなら協力いただくのがいいと考えますが、この点についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

専門的な、慣れていらっしゃる方に知識をいただくということにつきましては、有効だろうと思いますけれども、町職員も、毎年毎年、人が次々に変わるわけではありませんし、いろいろな経験も重ねながら現場と一緒に行って学んでおりますから、地域猫ボランティアの皆さんと少しは劣るかもしれませんが、それなりの知識は持っていますので、それで対応は十分できているのかなというふうに思います。

ただ、どうしても捕まらないというところになってくると、1回捕まえられようとした猫は警戒するんだらうなというふうに思いますから、そうならないためにという意味でおっしゃっているというふうに思いますけれども、そこはまたボランティア団体の皆様と協議が必要かなと思いますし、そこに毎回ボランティアとして来ていただけるかどうかというところ、また、そこに何らかの費用が発生するかというところにつきましても、ちょっと協議が必要なのかなと思います。一つの検討課題かなというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 次に、先ほどの捕獲と同様のケースですが、ボランティア団体が搬送支援する体制をつくってはどうかという点について再質問したいと思います。

答弁では、原則として手術希望者本人が搬送することになっているが、独居高齢者など搬送困難者について、町職員が搬送の対応をしており、実際に6月6日、9日にも搬送したとのことでした。

私の考えとしましては、最初に申し上げましたとおり、町職員が搬送までを担当するのは、職員の負担や持続可能性の観点から、今後問題が出てくることもあるのではないかなというところを懸念しております。当然ながら、職員は地域猫以外にも様々な業務を抱えております。特に、

衛生関係は、広域行政ですとか、日之影、五ヶ瀬との連携した業務もありますので、非常に大変な部署だろうと想像しております。職員のマンパワーが不足しているので、様々な業務が委託されるという現状もあるかと思います。委託については、特に近年、人件費の高騰などで委託費が上がっていきまして、議会でも委託の見直しをしてはと意見をさせていただくこともありますが、委託することで、職員が本当に職員にしかできない重要な業務に専念できるという意味については理解しております。また、委託の中には成功事例といいますか、委託をしているからこそ、町職員だけでやるよりうまく回っている事業があるのも事実だと思います。

例えば、移住定住の事業ですけれども、町から、この移住定住について、町内の団体に委託することで、町職員だけでするよりも、現状、非常にうまくいっているなという印象を持っております。

町長にここで伺いたいと思いますが、搬送困難な場合のときに職員が搬送をするのではなく、地域猫ボランティア団体に委託するという体制はどうかと考えますが、この点についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

ボランティア団体の皆様方も、高齢の方が多いという実情もありまして、以前は宮崎市清武のほうまで搬送していたときには、やはり運転が不安だというところがありましたから、その点につきましては、町職員が何度も対応したというところがあります。休日に出てというようなところもあったようです。

でありますので、委託をしたとしたときに、ドライバーさんとして、今は近くなって、美々津になりましたから、それについては対応可能なのかなというふうに思いますけれども、費用面的にどのような内容にするかというところも、先ほどからいろいろと検討すべきことがあるということでもありますけれども、1件当たりどれぐらい委託費用として出せるかというところにつきましては、協議が必要かなと思いますので、町として、政策として、それをしっかりやっていくというところを固めた上でないと、委託をするというところについてはできませんので、町の体制について、またどこまで外部にお願いすることができるか、ボランティア団体と協議が必要かなというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 先ほどの町長の答弁からも金額的な話が出ましたので、次に、地域猫ボランティア団体への経済的支援について再質問をしたいと思います。

答弁では、令和6年に企画観光課の町民活動支援事業補助金を交付しており、捕獲器の購入や

搬送時の燃料費に使用していただいたとのことです。ただ、御承知のとおり、町民活動支援事業は、単年度、1年だけの補助金であります。地域猫ボランティア団体としては、それ以降は完全なボランティアで活動しております。これではやはり続かないのではないかなと懸念をしております。

繰り返しの説明になりますが、野良猫による生活環境の悪化を防ぐ責任は行政にあります。とはいえ、行政だけでは解決できない問題だと思います。地域猫活動に取り組むボランティアの方々の協力なくして行政の責任は果たせないと思っています。

また、これは私の個人の考えですけれども、先ほどから提言しておりますが、地域猫ボランティア団体の方に捕獲の指導ですとか、搬送の支援をしていただくとよいのではないかというふうに考えております。当然、こうした活動には、労力であったり、時間がかかりますので、善意だけでは続かないと思います。だからこそ、そうした労力や時間に見合った経済的支援を町としてする必要があるのではないかというふうに思います。答弁の中でも、経済的な支援が必要な場合は行政の後方支援を実施・計画してまいりますという答弁もいただきました。

再度、町長に伺いますが、地域猫ボランティア団体に対する経済的支援が必要だと考えますが、町長のお考えを再度お聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

この経済的支援につきましては、捕獲器等の購入等について、まずお願いしたいということで補助金の申請がありましたから、対象として補助金を支出したということでございます。

今後につきまして、継続してどのような経済的支援ができるかということにつきましては、実績に応じての単価設定等を、協議の上でできれば、その辺りの可能性としてはあるのかなと思います。

また、不妊去勢手術につきましては、どうぶつ基金の活用がいつまでできるかという問題も常について回っているわけでありまして、プラス手術場所、今は美々津でありますけれども、こういったところが継続して行われるのかというところ、そして搬送費用等に係るガソリン代であるとか、その辺りの経費につきましては、今後の状況をしっかりと、またボランティア団体の皆さん、また、どうぶつ基金のほうと情報をしっかりと取り合いながら、町としてどういった支援ができるかというところにつきましては、単価設定も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（8番 板倉 哲男議員） 次に、福祉職や地域猫ボランティアと連携した多頭飼育の未然防止や早期発見について再質問をしたいと思います。

答弁では、福祉部門など関係機関との連携を一層強化し、多頭飼育の未然防止及び早期発見につなげるとともに、飼い主のいない猫の情報把握に努めてまいりたいという答弁でした。

では、具体的にどうするかというところで、台東区の事例を紹介できればと思います。議長の許可をいただきまして、タブレットに資料を2点掲載をしております。そちらを見ていただければと思います。

まず、資料1のほうを見ていただきたいというふうに思います。こちらは、右側の見出しがあって、その下の四角に書いてありますが、福祉関係者の皆様へというふうに書いております。要は、こちらが福祉関係者の方が活用する様式となっております。福祉関係の方は、業務上、高齢の世帯ですとか、単身の高齢の世帯とかを訪問することがあると思いますが、そうしたときにこの様式を持って行って、ペットがいれば、この様式に記入をしていくという活用になります。

また、その次のページをめくっていただきますと、いろいろチェック項目がありまして、1つでも該当すれば予防策を勧めてくださいと緑色で書いていますが、その下に飼い主用パンフレットを渡してくださいと書いてあります。その飼い主用パンフレットというのが、もう一つの資料の2のほうになります。つまり、福祉関係の方が行きまして、何らかのチェック項目に該当するところがあれば、その飼い主に対して、こちらの資料2のパンフレットをお渡しして啓発をしていくという形の活用のようにあります。

本町においても、実際、どのように福祉職と連携していくのかというところで、このような様式を町としてもつくりまして、多頭飼育の未然防止及び早期発見に取り組むとよいのではないかなと考えております。

再度、町長にお尋ねしますが、本町においても、こうした様式をつくって、福祉職が高齢世帯を訪問する際に活用するということでどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

高千穂町におきましても、独居老人の高齢者の皆様の訪問等も行っておりますし、また、いろいろな情報収集といたしますが、そういった訪問等も行いながら、また、病院でも訪問看護等もありまして、お宅に伺うという機会もありますので、そういったところの情報共有・情報交換を密に行うということは必要なというふうに思っております。それによりまして、こういった多頭飼育の状況があるといったところにつきましては、町として把握をして対応していきたいというふうに思います。

これまでも多頭飼育の世帯に町民生活課、また保健所等も一緒だったと思いますけれども、行って、捕獲をして、不妊去勢手術をして、改善したといった事例もありますので、そこら辺りの横の連携をしっかりと取ることによって把握はできるのかなと思います。そのような情報交換の

過程の中で、このような事例もあるんだということにつきましては、町としても情報をいただきましたから、参考とはさせていただきますが、そこまでやるかというところにつきましては、また今後、協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 板倉哲男議員。

○議員（８番 板倉 哲男議員） 最後にまとめたいと思いますが、本日、地域猫について様々な提言をさせていただきました。地域猫活動に先進的に取り組んでおられます台東区で、文教厚生常任委員会の委員で研修を受けましたが、台東区の方が言われていたのは、地域猫活動の成果が出るには、つまり野良猫が減るには時間がかかりますということです。ただ、長期的に取り組めば、確実に効果は出ますということでした。

また、長期的に取り組むには、地域猫活動に取り組むボランティアを行政が経済的・精神的に支援することが必要とのことでした。

今回、様々な提言をさせていただきましたが、ぜひ検討いただきまして、また、地域猫ボランティアの方々とも協議を重ねていただき、本町の地域猫活動の推進をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（本願 和茂議員） ここで１時１０分まで休憩します。

午前11時58分休憩

.....

午後 1 時10分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、市野辰廣議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（５番 市野 辰廣議員） ５番、市野辰廣。一般質問を２項目質問させていただきます。

１番目に、観光行政について。

高千穂を訪れる観光客は、昨年度は１７７万人を超えたと統計が出ています。

これは高千穂の財産であります。観光の一部の訪問者の中には、クレームと思われる問い合わせをされる方に会うことがあります。

内容としては、ボートの乗船料金が時間的には高い、待ち時間が長い、駐車料金が高等の御意見が聞かれます。

観光のまち高千穂にとっては、これらの夜神楽のユネスコ登録も控えていることでもありますの

で、小さなクレームとて慎重な取組が必要かと思いますが、町長としての意見を伺います。

2問目に、公民館行政について。

近年、人口減少は、全国的に喫緊の課題として話題の中に出てきますが、公民館内においても、加入世帯に減少が生じて活動に制約等が発生しています。

そんな中、町中心部では転入や新築住宅等の増加が生じていますが、公民館に加入されない方が散見されます。

少なくとも、地域の公民館内にて生活をされるのであれば、館内の行事等の参加をするべきではないでしょうか。

地域内において生活されるのであれば、恩恵は少なからずとも享受していると思います。転入、新築等の届があった際に、行政側から加入等の説明等、指導があればよいのではないかと思います。町長に伺います。

以上、2件お願いします。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、市野辰廣議員の御質問にお答えいたします。

1件目の観光行政についての御質問であります。ボートの乗船料金が時間的には高い、待ち時間が長い、駐車料金が高等の御意見につきまして、高千穂峽のボート事業におきましては、昭和54年に高千穂町観光協会に運営管理を任せることで、宮崎県から承認を得て行っているものでございます。

初めに、ボートの乗船料金が時間的には高いについてであります。ボート料金につきまして、令和4年10月から現在の料金に改定され、基本、火曜日から木曜日が30分1艘4,100円、金曜日から月曜日及び祝祭日が1艘5,100円、定員3名（未就学児を含めた場合のみ最大4名）となっております。

金額に対するクレームにつきましては、本町が直接受けたことはありませんが、ネット等の書き込みで時折見かけると聞いております。

また、観光協会に尋ねてみましたが、確かにそのようなお話は頂くことはありますが、逆に、もう少し高くてもよいのではとのお話を頂くこともありますとのことでありました。

課題でありましたボート受付所の混雑解消、受付のための道路渋滞の解消、ボートの待ち時間解消のために予約システム導入経費や四半期ごとに行っているボート運行範囲の定期安全点検の経費、お客様への環境整備や損害保険料の充実のための経費などに充てるため、料金改定に至ったと伺っております。

観光協会の理事会や定時社員総会での決定事項であります。適時、委員会等では協議を行っておりますとのことでありました。

次に、待ち時間が長いについてですが、現在ボートは、待ち時間解消のため、観光協会ホームページからの乗船の日時を予約することができます。

また、完全予約日は土曜日、日曜日、ゴールデンウィーク、8月1日から8月31日まで及び11月1日から11月30日までとなっております。

観光協会によると、待ち時間については、いつも気にしております。基本、当日券をなくし、完全予約制にすれば待ち時間は発生しないのですが、高齢者など予約ができないなどの理由で、当日券を残してほしいとの要望もあり、現在は平日のみ30分ごとに3艘の当日券を残しておりますとのことであります。

最後に、駐車料金が高いについてですが、令和7年3月の高千穂町議会本会議におきまして、高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について議決を頂き、現在の駐車料金に改定した経緯がございます。

第1御塩井駐車場と第2あららぎ駐車場につきましては、令和7年8月1日から1,000円に料金改定し、第3大橋駐車場と第4押方駐車場は、今年4月1日から料金徴収を開始しております。

高千穂峡関連の予算としては、交通渋滞対策としての警備委託料、第1・第2駐車場管理委託料、第3・第4駐車場の保守点検料、修繕料などの経費を予算計上しております。

また、高千穂峡を訪れる観光客が楽しんでもらうために、高千穂峡の落石防止対策などの園地整備、支障木・風倒木の除去、草刈り、清掃などの費用も予算計上しております。

高千穂峡は、本町の大事な財産であると思っています。

ボート料金、駐車場料金につきましては、国の名勝天然記念物であり、国定公園でもある高千穂峡の原風景を守り続け、多くの観光客に愛される景勝地としての管理していくための費用として御理解を頂きたいと存じます。

これからも観光で稼ぎ、持続可能な観光地づくりを進めてまいります。

次に、2件目の公民館行政についての御質問ですが、本町では、広報・各種検診・予防接種・教育・衛生・清掃・その他住民生活に欠かせない伝達・連絡等を毎月2回、全ての組合単位に公民館長を通じて行っております。

現在は、転入届や転出届を記載するカウンターに、公民館への加入をお願いする文書を掲示しております。

今後は、転入届や転居届の際に、公民館でそのような伝達・連絡等行っていることが分かる説明文書を作成し、配付することで加入のお願いを行ってまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 市野辰廣議員。

○議員（５番 市野 辰廣議員） 観光行政については、かなりシビアな対応されているということでお伺いしました。

そのクレームの中で、３か月ぐらい前と思いますが、観光夜神楽において酒こしの舞の演目の中、観客とのトラブルが起きたことは御存じと思いますが、町長も神楽の舞手でありますから、地域の神楽や日神楽は、１年の五穀豊穰や緑を神様に奉納し、感謝の行事であり、地域の人々のイベントだと思います。

だから、神様が人々の中に行って来られて交じられるのも、地域の人にとっては普通に感じられますが、一夜の観光夜神楽では、観光客には余興的にしかほとんど目に行っていないのではないかと思います。

舞の前には説明もされていますが、理解はあまりされていないのでは。やはり、観光夜神楽は、舞手の育成が目的であり、観光客には、ある程度距離感のある舞をされるほうがよいかと思います。

今の世の中は、何でもかんでもパワハラ、セクハラと騒がれる世の中。高千穂の夜神楽、高千穂観光のイメージを壊さないためには、早めのルールづくりが必要ではないか。ほしやでもある町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 市野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、お話のあった件につきましては、全神楽保存会で観光協会に集まりがありまして、そういった起こった内容と今後の対応について意見交換がなされまして、私も神楽保存会の代表として出席をいたしました。

その際に、やはり、あまり誤解を招くような極端な行為は控えた方がいいという意見がありましたし、事前に十分な説明をすべきだということ。

そして、誤解を招くような行為として捉えられるようなことはしないようにということでありまして、軽く握手をしたり、触れ合いをするという形をとどめるようにということで、共通認識を持ったところでございます。

我々うちの神楽保存会でも、そのようなことを共有しまして、対応しておりまして、今後は、そのような問題が発生しないようにということで、高千穂町内の神楽保存会長集まりの中では共有をしたところでございますので、今後は、そのようなことはないのかなと。

まあ、高千穂町神楽のイメージをダウンさせるということは、今後のユネスコ無形文化遺産の登録に向けてもマイナス要素でありますから、そういう形で神楽保存会、同じ認識の下に、今後、その観光神楽としての品位をしっかりと保っていけるようにということで、全体で取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 市野辰廣議員。

○議員（５番 市野 辰廣議員） 夜神楽は、ずっと継承していかなくてはいけない高千穂の財産でありますので、その辺り地域の神楽と観光神楽のやっぱり振り分けのところをきっちりしていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、公民館の行政についてですが、公民館の加入には、町民課にて加入の案内文書等を掲示しているとのことでしたが、公民館加入促進は強制でないことから、入りたくなるような環境と参加したくなるようなハードルを下げる工夫が必要かと思います。

行政や公民館が願う、行ってください、加入してください、加入するメリットが見えない、面倒そうが勝っているのではないかと思います。

町の広報誌また有線にて、各公民館のイベントや催しなどの情報を記載して公民館のアピールをしていただくのもよいかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 市野議員の御質問にお答えいたします。

まあ、メリット・デメリットということでもありますけれども、確かに地域のイベントあるいは行事に出る。町の中心部ではあまりないかもしれませんが、草刈り等も含めて町の中心部ですと祭りの際のしめ縄張りであるとか、そういった行事もありますから、そういったところも出ていただいたりということはあります。

その辺りにつきましても紹介をし、ただ、先ほど答弁で述べましたように、いろいろな配付文書があって、町からのお知らせ、また広報誌の配付等につきましても、公民館組織に加入し、組に加入していることによって、そういった回覧が回ってくるということでございますから、そういったところのメリットもしっかりお知らせをする必要があるのかなと思います。

周知につきましても、そういった地域に、そこの地域でお世話になっているというところで、デメリットもありますが、こういったメリットもありますというところにつきましても、しっかり分かるような形で、今後は、今は掲示しているだけですけれども、１枚お渡しするという配付物を作成したいとしてそのような周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 市野辰廣議員。

○議員（５番 市野 辰廣議員） 私は、神殿に住んでいるんですけど、神殿は世帯数でいくと５２０世帯近くある中で、加入しているのは３２０と約２００世帯近くが未加入の状態です。

この状態の中には、中学校とか統合されたことにより、地域から通うのが難しいから親子で近くのアパートに入るとか、そういう状態の方なんかが見受けられます。

この方たちは、逆に言うと、入らない理由としては、要するに、地元のもともとのところの公民館に入って、ここが間借りみたいなという話を通っているみたいで、やっぱり、そういうところにもう少し力を入れて加入を促進されるような方法を指導していただけるとよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 市野議員の御質問にお答えいたします。

確かに、そういった世帯も増えているのは事実かなというふうに思います。そういったときに転居される際に、先ほどのような形で広報をしっかりとっていく、まあ、お知らせをするというところに力を入れていきたいというふうに思います。

それなかなか強制ができないというところが難しいところであるというふうに行政としても考えているところでございます。

私も実家のほうの付き合い、また今、町区のほうに住んでいますけれども、そちらのほうの付き合いもあります。

町区のほうも、私が住んでいるところは10世帯おりますけれども、小組として成立しております、什長が回ってくるということで、私も2回、什長が回ってきたわけでありまして、しっかり公民館の清掃であるとか、そういったところにも参加をしておりますけれども、地元としても、今退団しましたが消防団あるいは神楽保存会、そういったところの付き合いはあるわけでありまして、そういったところを、もともとの付き合い、そして今住んでいるところの付き合いにつきましてもぜひお願いしたいということにつきましてはお伝えをしたいというふうに思いますし、また、公民館長様等にはもうお伝えをしておりますけれども、地域内でのページング放送ということで、地域内だけで防災行政無線でお知らせをしたりということもありますから、そういった中で、公民館単位でのお願いという形で周知していただくというのも一つの手かなというふうに思います。

まあ、町といたしましては、先ほど述べましたような形で、今後、そのような呼びかけを強化してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 市野辰廣議員。

○議員（5番 市野 辰廣議員） 町としてやっていただき、また、公民館自体でも加入の促進をイベント等を通じて参加できるような状態をつくっていただけたらいいかと思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（本願 和茂議員） 続いて、磯貝助夫議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） 議席番号９番、磯貝助夫です。

本日、１件につきまして質問させていただきます。

件名につきましては、中学校部活動地域移行の取組であります。

質問の要旨、国が推進する新たな地域クラブの在り方等に関するガイドライン及び県の推進計画を踏まえ、本町においても部活動の地域移行を推進することとなり、令和８年２月に高千穂町部活動地域移行推進委員会が発足しました。

その目的は、生徒の健全育成を第一に考え、教員の負担軽減、地域スポーツ・文化活動の充実を図るものです。

その背景には、少子化により１校での大会出場が厳しくなりつつあることや、専門的知識・経験のない学校教員が顧問として指導に当たっている現状などがあります。

町として、まずは、中学校の土日の部活動を地域移行するための準備段階であり、町スポーツ協会各団体へのアンケートや指導希望者調査などを行い、外部指導者や部活動指導員の確保に努めておられます。

推進していく中での問題・課題も数々考えられますが、問題・課題の解決に向けた対策と今後の取組方について質問をいたします。

１つ、中学校部活動の地域移行への問題点・課題点対策を講じているか。

２つ目に、外部指導者採用の条件は取り決めているか。

３つ目に、小・中・高指導者との連携と意思疎通はなされているか。

以上、教育長にお伺いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、磯貝助夫議員の御質問にお答えをいたします。

部活動の地域移行につきましては、国においては、これまで学校が主体となって実施してきた部活動を地域の団体や指導者が担う地域クラブ活動へと段階的に移行し、地域全体で子供たちのスポーツや文化芸術活動を支える仕組みに転換する。このことを基本方針としております。

具体的には、国が示しております部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおける令和８年度以降の改革実行期間において、まずは、休日の部活動を地域移行し、将来的には、平日を含めた地域展開の実現を目指すこととされております。

議員御指摘のとおり、高千穂町部活動地域移行推進委員会の設置もその一環であります。

このような方針の背景には、まず第一に、急速な少子化の進行により生徒数が減少し、従来のように、学校単位で部活動を維持することが難しくなっていることが挙げられます。

第二に、休日を含めた部活動の指導が教員の過度な負担となっていることから、多忙な教員の

働き方改革により、業務量の適正な見直しが求められていることがあります。

また、指導経験のない競技を教師が指導・顧問をせざるを得ないといった状況改善の必要もあります。

第三に、このような状況下にあっても、子供たちが将来にわたり、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保していく必要が挙げられます。

加えて、地域の人材や資源を活用することで、多様な活動機会や質の高い指導を提供し、学校の枠を超えた交流など、新たな価値の創出が期待されるものです。

高千穂町としまして、中学校部活動の地域移行は、子供たちのスポーツ環境、文化芸術活動を将来にわたり維持していくための重要な取組であると認識しており、高千穂町部活動地域移行振興推進計画に基づき準備を進めているところであります。

それでは、まず1点目の中学校部活動の地域移行への問題点・課題点対策を講じているかではありますが、町といたしまして議員御質問のとおり、様々な問題や課題があることは認識しております。

具体的には、1つ、指導者の確保（人材及び費用）です。

2つ、活動場所の確保及び移動手段です。

3つ、会費等の受益者負担の在り方です。

4つ目に、地域移行の受皿となる団体の整備などが挙げられます。

特に、本町は、中山間地域で人口規模が小さく、町内に民間のスポーツ事業者や地域クラブ、スポーツクラブが存在しないことから、特に1の課題については、検討当初からの懸案で、地域移行を進めるに当たっては、スポーツ協会やスポーツ少年団の指導者、保護者の協力を得ながら、地域全体で子供たちを支えていく体制づくりが不可欠であると考えております。

特に、文化芸術系部活動、とりわけ吹奏楽部につきましては、地域に受皿となる団体がないことから、専門的な指導者確保の面で大きな課題となっております。

また、運動系部活動においても、サッカーや野球といった一定の人数を必要とする競技については、場合によっては、西臼杵郡内3町での合同チーム編成の可能性も視野に入れた上で、指導者の確保、移動手段、活動時間の確保などについて検討する必要があります。

これらの課題に対しましては、今年度を準備期間とし、地域指導者の把握や関係団体との協議を進めながら、地域移行検討委員会において具体的な対応策を検討しているところであります。

また、先日は、オンラインで開催された担当者及びコーディネーターの情報交換会に担当者が参加し、県内各地の取組状況等を聞いたところでありますが、同様の課題を抱えている自治体も多いことから、適宜、情報交換等も行っていきたいと考えております。

また、令和6年第1回定例会一般質問におきまして、同じく磯貝議員から、地域おこし協力隊

の利用を御提言いただきましたが、まずは、地域の人材の掘り起こしというのが前提としてありますが、今後は、必要に応じて地域おこし協力隊の募集も視野に入れて問題解決を図っていきたいと考えております。

その場合は、単なる部活動指導のみならず、学校現場に入りながら実態を把握し、地域移行全体の調整役を担う人材として確保することで、課題解決に向けた推進体制の構築が図れればと考えております。

次に、2点目の部外指導者採用の条件を取り決めているかについてであります。部活動指導者及び外部指導者につきましては、現時点において、本町では、教員免許につきましては必須とはしておりません。

しかし、指導の質と安全性を確保する観点から、競技種目に関する指導資格あるいは日本スポーツ協会公認指導者資格等の有資格者であることを基本としつつ、これまでの指導経験等も考慮しながら決定しているところであります。

現在の配置状況といたしましては、部活動指導員として剣道とサッカーに各1名配置、社会体育部においては、弓道、相撲、バドミントン、水泳に外部指導者が関与となっております。

部活動指導員は、学校長の指揮監督の下に、部活動の顧問として日常的に担当の教師と協力をし、技術的な指導や学校外での大会の引率、生徒指導等ができるのに対し、外部指導者は、あくまでコーチとしての技術指導を行うものであります。

今後の地域移行におきましても、指導者の確保に当たっては、資格・経験・適正を踏まえた基準の下で、安心して活動できる指導体制の構築に努めてまいります。

次に、3点目の小・中・高指導者との連携と意思疎通はなされているかであります。指導者間の連携につきましては、現時点において小・中・高の指導者が一堂に会するような定期的な場は設けておりませんが、スポーツ協会等を通じた競技活動の中で、一定のつながりはあるものと認識しております。

具体的な例といたしましては、前の質問で述べました部活動指導員や外部指導者に関することではありますが、剣道においては、スポーツ少年団と中学校部活動で同一の指導者が指導を行っている事例や水泳においては、高校の部活動指導員が中学校の指導にも関わっている事例がございます。

また、小学校につきましては、部活動はなく、スポーツ少年団やクラブチームでの活動が中心であり、中学校では、部活動として教員が主に指導を行うなど、発達段階に応じた指導体制となっております。最初に述べました高千穂町部活動地域移行検討委員会には、スポーツ少年団、中学校、町スポーツ協会、地域指導者等各関係者に参加していただいておりますので、今後、地域移行を進めるに当たりましては、こうした既存のつながりを生かしつつ、小・中・高の指導者

や関係団体とさらに連携と意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

部活動の地域移行は、本町にとりまして多くの課題を伴う取組ではございますが、子供たちにとって必要なスポーツ環境や文化芸術活動を将来にわたり確保していくためには避けて通ることのできない重要な課題であると認識しております。

今後におきましても、地域移行検討委員会を中心に、学校、地域、関係団体が連携しながら、本町の実情に応じた持続可能な仕組みづくりを段階的に進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 今教育長から御答弁いただきましたけども、まあ、最初の問題を語る前に、今の実情としまして、高千穂町について今、高千穂中学校1校ということがありますけども、部活が今、野球、男子サッカー、陸上、吹奏楽、音楽、バレーボール、バスケットボール、テニス、バトミントン、剣道、水泳ということで11種目ですかね、部活が行われております。

ほとんどが今のところ学校の先生が顧問としておられ、そこに余裕があれば副顧問という形でおられるところもおるようです。

先ほど、教育長が言われたように、部外からの指導に当たっている方もおれば、指導員として入っておられる方も今いるということがあるんですけども、これを推進していくことが高千穂町に与えられた仕事であろうし、これから全国的にそういう外部の方々が入ってくるというのが基となる部分だと思います。

先ほど、答弁の中でもありました4つの問題点ということを挙げていただきました。

人材確保につきましては、先ほど、本当、教育長言われたように、なかなか人材を確保するのにも、この中にあるように、やっぱり経験者であること、また指導力があることと熱意があること、そういうことも含めてやっぱり探すのは大変かなというふうに感じております。

そこで、高千穂町あるいは西臼杵郡スポーツ協会、各スポーツの団体、音楽関係者、コーラスとかもやっておられる方もおられるし、バンドとかもやっておられる。そういう中で、もしかしたらそういう知識あるいは技術を持っておられる方もおられるかもしれません。

あと、伝統継承、要は文化部ですね、に対する対応として伝統継承されている神楽の方とか、民謡をやられている方とか、その中にも指導者として適正のある方がいらっしゃるかもしれない。そういうところにしっかりと働きかけて、中学校の部活動のクラブと交流が必要ではないかというふうに感じますけども、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えをいたします。

今御質問いただきましたその人材確保ってところが非常に大きな課題でございます。

答弁でも申し上げましたように、誰でも彼でもというわけにはいきませんので、今議員がおっしゃったような素養といたしますか、素質といたしますか、経験といたしますか、そういったものを併せてやっぱり教育的な配慮ができる人であるのかというようなこと。そういったことも含めて慎重に進めないといけないんですが、急がないといけないという現状もございます。

もう1つは、今議員がおっしゃったような、熱意もあって経験もあってっていう方いらっしゃるんですが、じゃあ、土日、まあ、取りあえずは土日ですが、最終的には平日に勤務を離れて学校に指導に来ていただけるっていうことについて、その事業主の方の御理解を頂かないとうまく進まないという点がございます。

そういった意味では、これはもうどこでも同じ課題だと思いますが、そういう地域全体で子供たちのために活動していこうというその土壌づくり、そういったものも同時に進めないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） もう1つ、ちょっと人材確保ということで教育長にお伺いしたいんですけども、役場職員の中にもスポーツあるいは文化活動に携わっておられる方々がいらっしゃいます。

こういう方々の中で、土日、部活動の指導員として活動したいとあるいはそういうことを教育委員会のほう、教育長のほうから理解を求めたり協力について聴取等されたことはございますか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

今、役場職員について直接的に頼んだことがあるかという御質問ですが、直接的にお願いした経緯は今のところ私は認識しておりませんが、現在、部活動指導員として務めてくださっている方は、両方とも役場職員でございます。まあ、土日ですが。剣道に関しては平日も行っていると思います。

私の認識では、役場職員は、部活動だけじゃなくて、神楽の指導とか、棒術の指導だとか、そういったことでも各小・中学校に行っていただくことがございますので、職務専念義務免除、職専免というような取扱いをしていただいて指導に行っているという認識していますので、ほかの事業所の方たちよりは出やすいといたしますか、指導に参加しやすい環境が役場職員にあるんじゃないかということは認識しておるところです。

以上でございます。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） なぜ役場職員ってあれですけども、要は、土日空いていないとやっぱり出れないわけですよ。あるいは１人だと、もしその方が何か理由があって出れなければ、できればもう１人。だからここにあるように、指導員として１人ではなくて、外部から２人ほど補佐的な人がいてくれることで成り立つのかなというふうに考えております。

先ほど、教育長の言われた職場で働かれる方については、何ととっても職場の理解ですね、まず土日まだ仕事をされる方もおられるかもしれませんし、土日ならいいですよという職場もあるかもしれません。まあ、職場も役場もですが、働き方改革によって土日の休養等もあると思います。

そういうところで、お膝元である役場職員の皆さんにも、ぜひそういうところの内容について理解を徹底していただきたいというふうに考えております。

次に、部活の活動の場所及び確保、場所の確保及び移動手段。っていうか場所については土日となると室内であれば、体育館的なところが何個か必要になってきます。

それを使用するのに使用料が必ず発生すると思います。

部活動をする子供たちからあるいは子供たちが払うというより、その保護者たちが負担するようなことになろうかと思います。あるいは、その指導者も負担することになる。そういう部分の負担軽減等は考えておられますか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

今御質問のあったその場所の確保、それから移動手段等に係る経費のお話ですけども、本来ずっと部活動というのは、学校の施設を主に使ってきて、そういう経費はかからないものという認識がおおむね皆さんの中にあると思いますが、どうしても学校の中で実施できないような特殊な施設とか、もしくはもう学校にないものをほかでっていうところは、今負担をさせていただいている部分もございます。

ですので、最終的には、そこら辺りをどのように町として、学校の部活動としてどのように支えていくのかということは、今後、協議をしていく必要はあると思いますが、もう一方では、受益者負担という話もどんどん大きくなってきていますので、今まで学校の教員が部活動を顧問をしているときも部費という形で幾らか頂いて、それで試合に行ったりしておりましたが、今度は、その指導者の謝礼とか、そういったことも含めて受益者負担というところがどこまで可能なのか。そして学校を設置する町として、どこまで支援ができるのかという議論は、これから広がっていかないといけないと考えているところです。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） まあ、課題としてありますけども、前向きに検討していただきたいと思います。

あと、事故等が今発生しております。

過去にも、私が大分にちょっと勤務しているときに、２００９年に大分の高校の野球部が高速道路において事故、輸送中に事故を起こして１名の生徒が亡くなっております。

これについては、高速道路でマイクロバスで移動中に、運転手は、その部の副部長さんだったように記憶していますけども、事故で亡くなったと。

先日も、２０２６年になってから新潟のほうの高校で、テニス部の子供さんが亡くなっているということがあります。

高千穂の特性として、ほとんどの県の大会が県南まで行かないと大会がないような状況です。片道１５０キロで高速に乗っていかうと。

その今、移動手段として、保護者の方々がそれぞれに分けて乗せて行っているのかもしれませんが。あるいはマイクロバスをチャーターして、それで運転手さんは、こちらの方が誰か運転できる方が運転して行っているのかもしれませんが。

国交省については、公共機関の利用が原則であるというふうにうたっております。

今、高千穂町の中学校生徒さんの移動については、今現状はどういう状況でしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

この今の御質問は、最終日の春男議員の御質問と少しかぶりますので、ちょっと先に答える部分がございますが申し訳ございません。

今の現状は、もう議員御指摘のとおり、原則は公共交通機関となっております。これはもう昔からです。

ですので、高千穂鉄道がある場合は、ここから汽車に乗って延岡で乗り換えてというようなことを行っておりました。ＴＲがなくなってからとか、いろんな経緯がございまして、御指摘のとおり、今はもうほとんど保護者が移動を担っているというのが、少年団もそうですし、中学校、高校は確認しておりませんが、多分、高校もそうだろうと思います。マイクロバスも、レンタカー業者が今度、町内になくなりましたので、非常に手配が難しくなったというような情報も聞いております。

だからこそ、保護者が分担して連れていくというのが主流になっているのかなと思いますが、その部分では非常に、保険をかけていたとしても、やはり危険性がありますので、何とか是正したいんですが、このような地域は、公共交通機関がもう使えない。使うとなると、もう朝４時とか５時とかに移動を開始しなければならないというような、そういう苦しい状況もございますの

で、そこらあたりもまた、これはもう県も交えてのことになると思いますが、中山間地域の子供たちのそういう活動を保障するために、どういう在り方があるのかという議論も進めていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（９番 磯貝 助夫議員） 子供たちの命を預かって、バスなり何なり箱に入れて移動するわけですから、その安全性というのを確保というのは、これから本当、人員の確保もですけども、子供たちの安全性の確保というところも、この検討委員会等で協議をしていく必要があるのかなと思いますし、この高千穂町の特性というのは、やっぱり県のほうにもしっかりと理解していただいて、その対応を町だけで考えるのではなくて、県にも要望していくことが必要かなというふうに考えております。

あと、経費については、先ほど体育館等の利用ということで、今後また検討していくということとでありますけども。

次に、地域おこし協力隊の利用というところでもありますけども、私が望む地域おこし協力隊というのは、一つの種目に優れていて、そこにあてがえるではなくて、教育長も言われたように、全般を見てまとめて動ける人、要は、各スポーツ団体の状況等を把握して協力できる人を募集したり、あるいは、協力体制を固めていってくれるような人だと思います。

今、教育委員会のほうで担当されてやっておられますけども、仕事があつて、その合間に、この仕事ではちょっと間に合わない状況だと思います。この計画が約３年後にある程度のめどがつく形になるのであれば、地域おこし協力隊の任期が３年とすれば、今、必要じゃないかなと。ここで３年間、この業務を遂行していただいて、完結させるということが私は望ましいことだと思います。

特に今、高校も含めて指導者の集まりだったり、指導者の気持ちだったり、思いだったり、そういうところも細かいところを聞くためには、やっぱりそのように従事した方が必要という思いで地域おこし協力隊はいかがでしょうかというところを、ちょっと、あのときもお話ししたと思います。

ぜひ、これについても前向きに検討していただいて、今、業務をやっている方々にも意見を聴取されて、「いや、私たちはこれで今できますよ」と言うのであれば必要ないし、「いや、手が足りませんわ」と言うのであれば、その分、先ほど言いました子供の命というものもありますし、そこをしっかりと考えていただいて、前向きに検討していただくということでお願いをしたいんです、お願いというか要望したいんですけども、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の活用ということで、答弁でも述べさせていただきましたけども、これはぜひ実現していきたいなと思っております。

高校の魅力化推進のために、協力隊が高校に席を設けていただいて、もう3年ですか、やっていますが、同じような形で、通常は職員室にいて業務を行いながら、夕方から自分の専門種目を担当する。昼間は、今おっしゃったような総合的な視点から、この地域移行に携わる、そういう人材をぜひ募集をして、そういう人に担当してもらえると、少しずつ前に進んでいくんではないかなというふうに思っていますので、これは非常に難しい、人材、誰を連れてくるかというのは難しい問題ではありますけども、ぜひ実行してみたいと思っているところです。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 地域おこし協力隊に限らず、もしかしたら地元にもそういう適任者がおられるかもしれません。これから探していくことになろうかと思えますけども、前向きに検討していただきます。

あと、次2問目になりますけども、外部指導者、部活動指導員の条件というか、というところですけども、なかなか理解、私もできなかったので、今の時点で顧問、学校の先生が顧問としておられるんですね。これから外部の方、外部の指導者を求めることになろうかと思えます。

じゃ、外部指導者と部活動指導員、2つの種類があるんですけども、外部指導者というのは、学校の外部の指導者で、雇用関係はなく、あくまで協力者として部活動に携わる人、報酬や待遇は学校設置者の判断に委ねられ、ボランティア的な活動である。

逆に、部活動の指導員、部活動指導員というのは、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行う義務を持つ人材です。学校の教育計画に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動において、学校長の監督を受けて、学校長はこの部活動指導員に対して部活動の顧問を命じることができる。特に、今のところ、教員としての免許等は必要はないということでありまして、部活動顧問と部活動の指導員の今の高千穂町の現状、そういう指導員が入っているところもありますよね。そこに、まだ顧問というのはいらっしゃるんですか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

答弁でも申し上げましたが、現在、サッカーと、それから剣道にお一人ずつ部活動指導員をお願いしております。これは土日。剣道に関しては、小学生と一緒に見ていただいている関係で、平日も一緒に見ていただいています。そのどちらの部活動にも教員としての顧問もついております。その連携ですね。特にサッカーの場合は、平日は教員、土日が指導員ということで、そこ

のつながりが大事です。

剣道の場合は平日も行っているというふうには報告を受けております。

御質問にありましたように、部活動指導員は顧問という、いわゆる引率ができる。今までは、外部指導者は引率ができませんでしたので、素人の教員を指導するという立場だったんですね、部活動指導員というのはですね。そうじゃなくて、もう引率もできる、練習の中心にもなれるというのが部活動指導員ですね、外部指導者じゃなくて。

部活動というのは、学校の管理下で行うものです。ですので、おっしゃったように、校長の許可とか承認とか、そういったものが必要になってきます。ですから、そこに指導していただく方は、それなりの人材でないとお願いできないというような側面もございますので、非常に難しい部分を抱えております。

直接関係はしませんが、私らの中では、教員がやって当然と思っていたことが、今こうやって表に出てきて、じゃ、誰がやるということなんですね。私も現場にいて、当然と思ってやってきました。よく聞かれると思いますが、家族とか自分の時間とかを全て投げ出して、家族が崩壊していった友達の教員もいっぱいおります。そこまで教員に、おんぶにだっこできた部活動というものを、やっとなんかで見直していただいているということ。

ですから、皆さんにいろんな意見をいただいて、こういう協力ができるよというような方をたくさん見出して、最終的には、子供たちの幸せ、将来のためにということで、皆さん動いていただければいいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 私の学生時代も教育長と同じような状況で、顧問の先生が本当に一生懸命やっていた経緯がありますし、それについては、本当に、いまだにお付き合いもさせていただいているんですけども、それぐらいの熱心な指導をしていただいたことに感謝をしている状況であります。

今、変わっていく中で、じゃ、指導者としてどうですかということで、私も陸上競技協会の方に携わっているんで、高千穂町の選手たちに数名、尋ねてきました。

ところが、やっぱり問題となるのが、時間の制限ですね。「3時からやれと言われても、仕事があるから、そこが解決してくれないと、まず無理だ」と。

先ほどもありましたけども、「職場の理解がなければ、これは難しい」と。身分保証ですね。「今、事故が起きたりしているけど、そのときに自分が運転して事故を起こしてどうする」と、「どうなるんですか」と、「保証はあるんですか」というところ、あと、「中学校の顧問とかと

の連携がうまくできるのかな」というところと、「顧問の方針があれば、その方針と気持ちが、本人の意識が通じ合えるか、あるいは、方針が一致するかというところに疑問」、あと、「任務をどこまでが顧問がやって、どこまで私がやればいいのかという不安」、あと、「そもそも顧問と気が合うのかな」と。「そこの人間関係が一番私は心配です」と。「例えば、選手によっては40代の選手もおるわけだね。顧問が20代だったりすると。そういう中で、どういう付き合いをしていいのか難しいな」と、あるいは、「顧問のほう競技歴が深くあって、自分のほうが浅かったときに指導できるのかな」というようなことも言われておりました。

あと、部活動指導員及び外部指導員の適性、人柄であったり、指導能力の有無であったり、その有無というのが正しい指導ができるのかできないかというところ、あと、時間的な対応が可能なことというところを上げておられます。

部活動指導員の育成と費用というところで、やっぱりお金の面を心配されておられました。そういうところを問題としていろいろ上がってきましたけども、これを委員会としてもやっぱり検討していきたいと、いかなければいけないと思っております。

現在、部活動の指導員が2名で、外部指導員が4名が携わっているということですが、来年度の目標、この検討委員会の来年度の目標が、週末地域移行完了部が一つの部であります。部活動指導員3名以上、3つの部活動が、そういう指導員が入ってくるというようなところが来年の目標であろうかと思えます。

ここで、現在の外部指導者が出たとして、そういう方々も部活動指導員となれる要素はあるんでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

ただいまの御質問では、外部指導者が部活動指導員になり得るかという御質問かと思いますが、検討次第というところはございますが、いろんな条件、先ほど述べられました時間のこととか、職場の理解とかいろいろありますけども、最終的にそういったところの合意点が確認できれば、十分部活動指導員になり得るというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 今の質問も各選手等に確認して、それって上に上がっていくことはできるのかということもありまして、要は、外部指導者から部活動指導者になって、行く行く学校長が命じれば顧問となれるというような、そういう一つの流れというのはあるということによろしいですね。了解です。

では、2つ目の質問はこれで終了します。

3つ目の質問ですけども、小・中・高との連携ですけども、部活動というのは、子供に夢を与えるものの一つでもあろうかと思います。子供たちの才能を開花させるチャンスでもあります。

指導者は子供の命を預かることなどをしっかりと認識していただいて、あと、指導者が今度そこを受け持てば、指導者自身の土日が今度ここに充てられるということになります。これを、今までは先生の負担と考えられたことを、この民間の方々がそこに入ってくことで、負担となり得ないのかなというところが一つ疑問とありますが、私が考えるには、そこをやりたいという方は、多分、子供を育てる楽しみだったり、それを生きがいとする人だったり、自分の知識・技能を伝えたいという強い気持ちがあったり、情熱があったりと、方々だと思いますので、そこに申し出られる方というのは負担とは多分思わないというふうに私は考えておりますので、そこはクリアできるのかなと。

ただ、そういう気持ちの方を見つけることが一番難しいことであって、これから継続して探していただきたい。

先日、高校のある部活の先生とお話したときに、私は高校の生徒と中学の生徒を一緒に見て、育てたい、強くしたいという意思を持っておられる方もおられます。だから、先生の中には、働き方改革で私たちの出番がなくなるというか、地域移行されることで自分の出番がなくなるのではないかということを懸念される方もいらっしゃるのではないかと思います。やる気のある学校の先生もおられるわけですから、そういうところもしっかり、この部は先生がやってくれる、この部は地域移行しないとちょっと大変な状況だと、そういうところの調査というのを今後する必要がありますと思いますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

最後にございました、やる気のある学校の先生というのは、本当に貴重な存在になりつつあります。全国の調査を見ますと、今の部活動地域移行で、部顧問なくていいよと言われることに對して、うれしいといいますか、助かったというのは7割です。中学校ですけど。校長がお願いするわけです。今年、この部、顧問してくださいと。命令じゃなくてお願いなんですね。でも、とにかく拒否されます。したくありません、家庭事情とか言われて。それでも、子供のためと言って、何とか渋々受けてもらってきていたのが今までの現状です。

今度、制度がこんなふうが変わって、もう学校の先生、部顧問なくていいよと、それ、どうですかといったら、7割がうれしいと。ですから、最後にお話しになったやる気のある先生というのは3割ぐらいになってしまったのかなと。

要するに、地域移行をしても、やはり今までどおり、教員として部活を指導したいという方が3割なんですね。7割の方がもう部活を除いた業務に専念したいというのが、今の先生方の現状

です。

御質問ですけども、土日、最初のお話にあった、今度は教員じゃなくて指導者の土日が奪われるんじゃないかというお話がございましたが、これは、やっぱりもう国が法律をつくらないといけないと思うんです。そういうふうに協力する人にとっては、土日に代わる日にちを設定いたしますよというような、そういう制度をつくっていかないと、指導者に手を挙げる人はそんなに増えてこないと思います。

それから、小中、中高を一緒に見たいとおっしゃる高校の先生を、私も知っておりますけども、ありがたいと思います。

ただ、学校の教育課程の問題もございまして、なかなか恒常的に、同じ時間に動くというところが、本当僅かな時間になってしまいますので、どうしても、やはり土日に限られる部分が大きいのかなというふうに思います。

今、御存じのように、中学校は水曜日それから土曜日、日曜日のどちらか一日はもう部活動をしなくなっていますので、もう、やがて10年になりますけども、そういうものは高等学校にはございませんので、そういったところのすり合わせ、そして、下校時間のすり合わせとか考えますと、なかなか平日の恒常的な共同活動は難しい。そうすると、土曜か日曜かどちらかやるほうの一日を、中学と高校が一緒にやるというような、そういったことは可能かと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 磯貝助夫議員。

○議員（9番 磯貝 助夫議員） 最後になりますけども、今、教育長と質問、やり取りいたしましたけども、私も今、部活動の地域移行検討委員会の一員であります。また、ほかにもスポーツ協会の、あるいは陸上競技協会のほうにも携わっております。

もう、私が一番思っているのは、本当に子供たちにまず夢を与えたい、その環境づくりに貢献していきたい。あと、その子たちが高千穂でお世話になった分だけ、また高千穂に何らかの恩返しをしてくれるんじゃないかという思いがあって、こういうスポーツ関係には携わっております。

これから、まだ、この検討委員会が始まったばかりです。ましてや、この地域移行も始まったばかりです。この3年間で完結できるように、私も精いっぱい努力をし、協力をさせていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。失礼します。

.....

○議長（本願 和茂議員） ここで、2時25分まで休憩します。

午後2時17分休憩

.....

午後 2 時 25 分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、佐藤さつき議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（7 番 佐藤さつき議員） 議席番号 7 番、佐藤です。一般質問を始めさせていただきます。
件名は 4 件です。

まず、1 件目から、高千穂高校の全国枠入学生の受入れ整備について。

高千穂高校の全国枠募集においては、本年度も多数の生徒が入学しました。この全国枠で入学した生徒の住居環境については、県立高校とはいえ、町が整備することになっています。そこで、次の点から町長に伺います。

1、当初の計画で進めていた下宿での受入れは今どうなっているのか。

2、寮と同等の施設整備の考えは。

3、ほかの自治体のように国の許可を取り、町営の住宅の一室を寮が使えるように改築して、2 人から 3 人預かることができるようにはできないか。

2 件目、高千穂中学校生徒のスクールバス利用及び小学生の放課後デイサービスについて。

高千穂中学校生徒利用のスクールバスは、現在、上野小学校校区、田原小学校校区に住所がある生徒のみの利用と規約が決められています。次の点から、教育長または町長に伺います。

1、上野小学校を卒業した校区外の児童もバスを利用できないか。

2、上野小学校校区、田原小学校校区以外の遠距離登校する生徒がバスを使えるようにはできないか。

3、放課後デイサービスの実施について考えを伺います。

3 件目、ふるさと納税自動販売機の導入について。

ふるさと納税の増収に向けて、自動販売機導入の考えについて伺います。

1、ほかの自治体では、気軽なふるさと納税の方法として、ホテルや観光地へ設置して増収を図っている自動販売機があります。導入のお考えは。

2、企業版ふるさと納税の対象として、物納としての自動販売機を宣伝してはどうか。

4 件目、福祉的機能の充実に向けての環境整備について。

新しい道の駅と一緒にまちづくりを考えていくと、住民が今必要としている福祉的、教育的施設の整備が遅くなります。老朽化も進んでおります。新しい道の駅よりも、住民生活優先の福祉環境の整備を中心としたまちづくりを早急にする考えはないでしょうか。町長に伺います。

以上 4 件、一般質問といたします。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

1 件目の高千穂高校の全国粹入学生の受入れ整備についての御質問のうち、1 点目の当初の計画で進めていた下宿での受入れはどうなっているのかについてですが、現在、2 名の生徒がそれぞれ 1 名ずつ、2 か所の下宿先で受け入れていただいているところであります。そのほか、剣道部に在籍している生徒につきましては、寮で受け入れていただいているところです。現状としましては、下宿先の確保が十分できているとは言い難い状況でありますので、引き続き、協力いただける下宿先の確保に努めてまいります。

2 点目の寮と同等の施設整備の考えはについてですが、下宿先の募集や調査を適宜行っているところでありますが、なかなか思うように見つからないというのが現状であります。全国募集をする上で、住まいの確保が一番重要なポイントであるということは十分認識しております。寮を整備することで、全国募集の希望者が増えるというところは大いに期待できると考えておりますので、中古物件のリフォームなどによる寮整備の可能性について検討していきたいと考えております。

次に、3 点目の他の自治体のように国の許可を取り、町営住宅の一室を寮のように改築して、2 人から 3 人預かることができる宿のようにしてみてもはについてですが、制度上、必要な手続を取ることで、町営住宅の目的外利用が可能となることは承知しております。本町の町営住宅の入居者募集の現状としましては、入居希望者からの相談が一定数ある状況であり、入居者の募集を行うと、ほとんどの住宅は半年以内には入居者が決まるという状況となっております。

したがいまして、空き住戸が十分に確保されているとは言えないことから、現時点においては目的外利用の前提となる本来の入居者の入居を妨げないという条件を満たしているとは言えず、検討に至る段階にはないと考えております。

今後につきましては、住宅需要の動向や地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、適切な運用について検討していきたいと考えております。

次に、2 件目の高千穂中学校生徒のスクールバス利用及び小学生の放課後デイサービスについてのうち、3 点目の放課後デイサービスの実施についてであります。放課後等デイサービスとは、支援を必要とする就学児童で、小学生、中学生、高校生対象ですが、障害のある子供や発達に特性のある子供が放課後や長期休暇に利用できる福祉サービスです。

学齢期の障害のある子供に対して、一人一人の障害の状態や発達の状況、障害の特性に応じた発達上のニーズに合わせて、本人への発達支援を行うほか、子供の発達の基盤となる家庭への支援を行います。

また、障害のある子供の発達支援には、医療機関や学校、こども家庭センターなど、子供や家庭に関わる様々な機関が連携しながら支援を行う必要があります。

放課後児童クラブとは違い、利用に際しては相談事業所の相談支援専門員が子供や家族との面

談により、心身の状態や日常の状況、利用支援の意向を聞き取り、アセスメントを行い、加えて個々の支援目的や利用計画案を作成し、市町村が計画書案を基に事業所等の利用について支給決定を行います。その後、相談支援専門員は子供や保護者の同意の下、障害児支援利用計画を立て、実際の利用を開始します。

本町においては、とおいく高千穂が令和8年、今年の4月1日から利用定員10名で事業を開始しております。

現在の状況としましては、高千穂町で利用決定している児童が5名、相談を受けている児童が2名で、今後も定員相当の利用者が見込まれます。

これからも、障害のある子供や家庭が必要な福祉サービスを受けられるよう関係機関と連携を図ってまいります。

次に、3件目のふるさと納税自動販売機の導入についてのうち、1点目の他自治体では、気兼ねふるさと納税としてホテルや観光地へ設置して増収を図っているが、導入のお考えはについてですが、インターネット上のポータルサイトを介した従来型のふるさと納税は、現在、市町村間でお得な返礼品を競い合うことにより、豊富な資源を持つ市町村に有利な状況となっているのが現状です。

議員御提案のふるさと納税自動販売機は、このポータルサイトを介した従来型の寄附とは異なり、IoTを活用した自動販売機を介し、他市町村との競い合いはなく、そのまちを応援できる地域共感型のふるさと納税であるようで、観光地や宿泊施設、空港、道の駅などの施設に設置し、そのまちに来られた人が宿泊券や食事券、土産物をふるさと納税自動販売機で受け取れる仕組みとなっているようです。

本町では、現在、本町に来られる人向けには、ポータルサイトを通じて、宿泊や飲食に使える電子商品券や宿泊券を提供しております。また、町内の飲食店や高千穂峡のボートを利用された方向けに、あとからふるさと応援納税を活用しているところであります。このあとからふるさと応援納税の充実を図れたらと考えております。

ふるさと納税自動販売機につきましては、数年前に営業が本庁に来られたことがあり、そのときは、設置費用が数百万円かかり、ランニングコスト、管理体制などがネックとなり、担当課ではお断りをしたようです。設置費用については、リースや自動販売機にあるデジタルサイネージ広告の広告料で、ランニングコストを軽減する仕組みなどもあるようです。

本年10月1日から経費率が50%から47.5%になり、4年間で経費を40%にする制度改正が始まるなど、総務省がますます制度の厳格化を進めております。

このような状況でありますので、実際にふるさと納税自動販売機を設置している市町村の現状や、本町で置ける場所、返礼品は何かいいか、ランニングコスト、管理体制など研究・検討して

まいりたいと存じます。

次に、2点目の企業版ふるさと納税の対象として、自動販売機を宣伝してはについてであります。ふるさと納税自動販売機を企業版ふるさと納税の物納の品物として宣伝してはということですが、さきにお答えしましたように、まずは、そのふるさと納税自動販売機について研究をし、本町で取り扱うのに十分な効果があるかを確認し、その後、設置費用軽減のため、企業版ふるさと納税の物納として宣伝することになるかと思しますので、まずは導入前の研究・検討から始めたいと存じます。

最後に、4件目の福祉機能の充実に向けての環境整備について、道の駅よりも、住民生活優先の福祉環境の整備を中心としたまちづくりを早急にする考えはないかについてですが、本町においても、少子高齢化の進行に伴い、医療・福祉への負担が増加する一方、医療・福祉現場の担い手不足や地域での支え合いの機能が低下するなど、様々な課題が見られています。

町民誰もが自分らしく、健康で幸せな暮らしを送ることができる町を実現するため、第6次高千穂町総合長期後期計画、第3期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、医療・福祉等の連携や充実を図るほか、町民が互いに支え合う地域づくりを進めることとしております。

一方、行政報告でも述べさせていただきましたように、本町では、持続可能な地域社会の実現を目指し、たかちほの杜プロジェクトを立ち上げ、新たな道の駅及びまちなか複合拠点施設の基本構想、基本計画の策定を進めております。

これは、単に建物を整備するだけではなく、日常的に使われ続ける施設となるか、町民が本当に利用しやすい施設となるかという視点が非常に重要であると考えております。

新たな道の駅とまちなか複合拠点施設のどちらを優先するのかという点につきましては、町としては、今はどちらか一方だけを進めるという考えではなく、役割の異なる2つの拠点を連携させながら進めるという考えを基本としております。

ただし、それぞれ必要となる準備や条件が異なるため、実際の事業工程には違いが出てくると考えております。今後の検討を進める中で、整理しながらお示しをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、町長に引き続き、佐藤さつき議員の御質問にお答えをいたします。

2件目の高千穂中学校生徒のスクールバス利用及び小学生の放課後デイサービスについてのうち、1点目の上野小学校を卒業した校区外の児童もバスを利用できないかであります。まず、上野小学校方面には、田原出張所を始発とした通学専用の貸切りバスを田原中学校閉校時から走

らせております。令和6年度末の上野中学校の閉校時から、元の上野中学校校区の生徒をこのバスに同乗させ、高千穂中学校まで通学をさせている状況であります。

もともとは校区内に通学できる中学校がなくなることから、その校区の中学生を高千穂中学校まで運送するためのバス運行でありますので、議員御指摘のとおり、要綱では、「旧田原中学校及び旧上野中学校の校区内に居住する生徒」となっております。どこの小学校を卒業したかではなく、自宅から学校までの通学でありますので、生徒の住居がどこにあるかを考慮した要綱となっております。

議員の御質問につきましては、もともと何らかの理由で区域外通学を許可されていたか、あるいは、卒業後に転居したのかと推察されますが、現在居住の本来の校区の通学状況に応じた対応となり、乗車は難しいものと考えております。加えて、現在の田原・上野方面からは45名の生徒がバスに乗車しており、座席に余裕がない状況でありますので、御理解いただきたいと考えております。

原則といたしましては、以上のような回答になりますが、議員の御質問につきましては、個別の事情があることも推察されますので、個別の事情がある場合には教育委員会事務局に直接御相談いただければと思います。バスルート変更や増便等は難しいところではありますが、状況によっては御相談に応じられる場合もあるかと存じますので、御相談いただきたいと思います。

2点目の上野小学校校区、田原小学校校区以外の遠距離登校する生徒がバスを使えるようにできないかではありますが、まず、高千穂町としましては、遠距離の通学となる児童生徒に対して、遠距離通学児童生徒通学費補助金として、小学生は通学距離4キロ以上の児童、中学生は通学距離6キロメートル以上の生徒に対し、補助金あるいはバスの往復定期券を交付し、保護者の負担軽減に努めております。

金額は1キロメートル当たり5,500円で、バスの往復定期券を交付された場合は、定期券に加えて住宅から最寄りのバス停留所まで2キロを超える距離1キロメートルにつき5,500円が支給されます。

御質問の中学校への通学に関しましては、前の質問のとおり、上野小学校、田原小学校校区の生徒は、通学用貸切りバスを運行しておりますので、バスの往復定期券と最寄りバス停留所までの補助金を交付し、これを利用して通学している状況であります。

次に、岩戸小学校校区の生徒につきましては、ふれあいバスを学校の時刻に合わせてダイヤ調整しておりますので、ふれあいバスを利用して通学している生徒と、バスに乗らず補助金のみを受領し、保護者の自家用車等で通学している生徒がおります。

以上の校区につきましては、もともと校区内にありました中学校の閉校に伴う配慮としまして、バスの利用を可能としているものであります。

一方で、押方小学校、高千穂小学校につきましては、もともと高千穂中学校の校区内でありま
すので、特にバス利用の配慮はないものでありますが、通学距離に応じて遠距離通学児童生徒通
学費補助金は交付しておりますので、それぞれの状況に応じて通学している状況であります。

議員御質問の遠距離登校する生徒とは、もともとの高千穂小学校、押方小学校校区の生徒のこ
とであろうかと思われませんが、資料があります令和7年度通学生徒の分布を確認いたしましたと
ころ、対象者9人の住居地区は、距離が相当離れた5地区に分散しており、独自で貸切りバス等
を運行するというのも厳しい状況であります。もちろん遠距離通学に該当しない生徒を含めた場
合、利用人数はもう少し増えますが、住居地区が分散している状況には変わりがないものと思わ
れます。したがって、現状ではバスの利用は難しいものと考えております。

しかしながら、現在計画中的高千穂中学校移転新築に関連して、新しい中学校に通学する生徒
の通学状況についても留意する必要があることから、この件につきましては、新しい中学校建設
に向け、保護者の意見を聞くなど、継続的に検討していきたいと考えておりますので、引き続き
教育委員会に御意見をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） それでは、1件目から再質問をさせていただきます。

まず、1件目の高校の全国卒の受入れに関しましてですが、改めて伺いたいのですが、町が全
国卒に対してどれくらいお金を出し、今来ている子供たちがどれくらい自費負担で全国卒で下宿
に入っているのかというところの料金の割合とか、現実をお聞きしたいと思います。総合政策課
長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤健次郎課長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

下宿関係の助成金につきましては、2種類あります。1つ目が下宿の受入れ先に対する助成金
となりまして、下宿物件の1部屋当たり10万円を支給しております。こちらは1回限りでござ
います。それから、2つ目が下宿費用に対する助成ということで、下宿対象者1人につき月額
1万円を支給しております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 答弁にもありましたけれども、やはり下宿先はまだなかなか見
つけるのが困難ということに現状はなっておりますが、その原因としてはどのようなものが一番
だとお考えでしょうか。総合政策課長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤健次郎課長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

なかなか理由といいますか、受入れ家庭というか、受け入れることに対して御理解いただける家庭がないということでありますけれども、それ以外、なかなか家庭が難しいということであれば、寮とかそういった形での受入れができないとか、あと簡易宿泊所を運営されてる方ですとか、そういったところで受け入れられないかということを相談などはしているところであります。以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 最初からいろんな呼びかけをされていて、募集もされている、金銭的な面も宣伝されているところでは伺っておりましたが、意外と伸びないなというところで、県立高校のほうも、やはり住まいが安定しないので、募集をして面接とかに来るけれども、そこでやっぱり住むところというところで駄目になるという話も高校のほうからは伺いました。

いろいろ提案をしているのですけれども、2件目に提案しましたリフォームをして受け入れるというところで、いろいろ考えも今まであられたようなことを総合政策のほうから伺っておりますが、この件に関しては町長のほうも実際、高校のほうともお話をされているようなことも伺ったのですけれども、この寮のようなものを簡易的にリフォームして、受入れ体制を整備するということで、町長のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

我々としましても、やはり下宿を基本としたいというところは当初から高校の先生方ともお話をし、都市部から来る学生さんが自分のふるさととして高千穂町を認識していただきたいということで、下宿で受け入れることによって、その受入れ先の方と本当の家族のような関係を築いて変えてほしいな、その後も関係人口、関係を持ち続けてほしいなということから、下宿を推進したということでございます。ではありますけれども、やはり下宿ということになったときに、下宿の受入れ先の方の生徒に求めるものと、または生徒が求める下宿先の環境というところにつきましては、なかなかマッチしないときがあるということで、やむを得ず下宿先を出るといった実情がこれまでもあったということでございます。そのようなときのために、やはり寮と言えるような場所の確保が必要だというふうに考えております。

そのために、例えばでありますけれども、県の職員のかつて住んでいたところが空いているというお話もありましたので、総合政策課と建設課職員等と視察に行かせていただいたという実態はあります。その中に入ってみますと、予想以上に老朽化といいますか、屋上からの水が入り込んでいて室内はほとんど腐っているといいますか、そういった状況も目の当たりにしまして、外から見る現状とはなかなか違っていると、実際入るに当たっては相当お金がかかるというふうな印象な

り、あるいは軽く概算でも見積もったときに何千万で済むかなというような、そういった状況がありました。でありますので、そこにつきましては、今後いろいろ、一つの案として精査してまいりますけれども、一から建てるよりも多分、大分安く済むというところが1か所ありました。こちらにつきましては、精査いたしまして、そういった形でもしやる場合には、これぐらい予算が必要となりそうですが、議員の皆様いかがでしょうというような形で御相談をさせていただく機会も出てこようかなというふうに思っております。

また、県に対して新たに寮を増設してほしいということにつきましても、引き続き要望はしたいと思っておりますけれども、10年も満たない以前に増設していただいたという実績があります。その中で、さらには難しいというお答えがあるのかもしれませんが、そういったことも取り組んでいきたいと思っております。

また、今回、1施設見させていただきましたが、別のそういった候補地があれば、情報をいただきながら町として活用できそうかどうかというところを精査させていただきまして、またどれくらい費用が必要なのかというようなところにつきましても、またどこでもいいというわけではなくて、やはり徒歩で通学ができるエリアでなければなかなか難しいのかなと思っていますので、そのような立地を含めて今後とも検討してまいりたいというふうに思います。検討はしておりますということでお答えをさせていただきます。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 高校のほうの役員会とかに参りますと、全国卒の住居整備はどうなっているのかというところで、やはり聞かれる方もいらっしゃるので、この機会に前向きに進んでいるということが分かるとまた安心されるところもあるのかなと思ったところです、今聞いたところによりますと。

寮のほうの要望、もちろん県のほうの要望もやはり必要だとも思うし、また高千穂寮に関しましても、剣道部のほうが入らせていただいているということで、剣道部の保護者の全国卒の方々はやはり助かっているとおっしゃっていることもありますので、一般生徒・剣道部の方どちらも全国卒からたくさんというか、今後、高千穂高校も特色がまた今年度からあたり出ているようですので、その辺で来てくれる子供たちがいるといいのかなと思っていますところ。

町営住宅の改修が手っ取り早いかなというところで提案はしてみましたが、やはり住宅にニーズが多いということであれば、そちらのほうも無理ですので、中古物件でもリフォームして備えることができるというのであれば、早急にそれを進めていただければと今思ったところです。

高校の委員会と別に、また同窓会のほうも定例会とかを行われており、前向きに全国卒について話合いが毎回されております。そこでも全国卒の生徒が増えるためにどのように動いたらいいかということで話合いが行われておりますが、今回その役員会の中では、全国卒の生徒を受け入

れるためのリフォームに対して何か協力はできないか、特別会計から協力はできないかというお話も出ております。担当のほうでも構いませんけれども、今後高校の同窓会のほうの役員の方々ともお話をされるといいのかなと思うんですけれども、その点に関しまして、今後について動きを進めるということの考えと、また今まで同窓会の役員の方々にお話ししにいったという経過があるかどうか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。町長で、総合政策課長かでお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

同窓会というのは、多分、高千穂高校同窓会おがたま会だと思いますけれども、おがたま会の会長からも以前、そのような施設を使ったらどうだろうかと、それに対して同窓会としても出せる部分は多少あるよというお話は前から聞いておりました。でありますので、我々としても、同窓会としても多分、施設の中に入ってじっくり中身を見たということにはなかったのではないかなと思うんですけれども、我々も多分、言われてる施設は同じものを指していると思うんですけれども、非常にすぐすぐ入れる状況では全くなかったということが分かりましたから、予想以上に多分お金がかかるということでございます。そのうちやはり幾らかでも御支援をいただければ、町が改修に当たるとすれば、やっぱり多額の費用がかかりますから、少しでも協力をしていただけますかという御相談につきましては、今後しっかりとしてまいりたいというふうに思います。まずは、そこが本当に改修によって使えるようになるかということを見定めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） その場所じゃなくてもいいので、候補地があるのであれば、そのあたりの見積りなどを相談に行って、早めに対応ができるようにされるといいのかなと考えているところであります。

次の質問に参ります。

放課後デイサービスについてお聞きしたいと思います。

最近の始まったばかりの事業ですので、まだまだ皆さん知らないことが多いかなと思いますが、以前計画された第5期障がい者計画、第3期障がい児童福祉計画の中には盛り込んでありました。そのときに、現状として令和5年5月現在、町内にある放課後児童クラブにおいて、障害のある児童の受入れ数は1人となっております。診断がついていないものの、発達特性のある支援の必要な児童を合わせると5人という数字がこの時点から出ておりましたが、それからまた数年たちましたけれども、それ以上に増えたかどうかの情報を聞きたいと思いますので、福祉保険課長に

伺いたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

令和8年、今年度現在、児童クラブを利用されているお子さんに限ってになりますけれども、障害者手帳をお持ちの方を含めて発達特性のあるお子様が高千穂町のほうで把握しておりますだけで、町内全域で13名ということです。保育園に関しましては1園、受入れを行っている園があるようです。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） この事業に関しましては、今年4月に民間の方が始められた事業で、まだまだこれから、またニーズはありながら進めるのがなかなか難しい事業かなとは思っておりますが、答弁にもありましたように、本当に利用が必要な方は相談支援専門員に面談をしたりとか、とにかく利用計画とかを策定しなくてはいけないので、手続とかも結構大変なのかなと感じております。

また、手帳とか、本当に障害がありますという意外の部分で、そういうのが表になくて分からない、そういうのが分からなくても、ただ普通の支援が必要な子供たちもこういう施設を利用したいと思っている方々もいらっしゃるという相談を受けたことがあります。今後の展開として、まず今スタートしたばかりなんですけど、どのように進めていくかという方向性をお聞きできたらなと思っております。福祉課長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 先ほど町長の答弁にもありましたように、今年度の4月からこの事業所、とおくさんが開始をされておりますので、今まだいろんな学校とか、お子さんの状況とか、こういうお子さんがいらっしゃるとかという情報を収集されたり、面談をされたり、利用も現在、高千穂町では5名の方が利用されておりますけれども、そういったふうに事業のスタートを切られたばかりのところがあります。今後進めていく中では、利用定員が10名ということもありますので、周知をしていくということと、これまでうちのほうでそういった放課後等デイサービスの情報の提供とか、利用の御相談もなくはなかったんですけども、そういった今後の支援につながるような御家庭には、こういう事業所もありますよというふうなお知らせができるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） なかなか周知も難しい事業ではありますが、ニーズ的にはやは

り、先ほど町長も答弁でおっしゃってましたが、町内の学校には支援員の配置がどこの自治体よりも多いというところで、数字には出てこなくても、支援が必要な児童生徒がやっぱり多いと認識しております。これのニーズがもし増えてきた場合に、また専門の知識、資格を持った相談支援専門員の方々がまた事業を新たに進めていただくというような、高千穂町内で起業をするという方向で、困っている子供たちが受け入れていただけるというような方向性を持ったとしたときに、町としてもそういう起業というか、そういう事業所の設立に関して協力をするみたいな方向性とかはお考えではないでしょうか。町長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

どれだけのニーズがあるかということと、今回民間で設立いただきましたけれども、その利用が状況を見ながらさらに必要となればということと、それを誰でもできるわけじゃありませんから、それなりの資格、専門的知識をお持ちの方がもしも開業されるとか、そういったことになる場合には、相談に応じながら、高千穂町としてどのようにバックアップができるかというところは検討させていただくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） そこを利用したいという方が、今とおくさんがされ始めて、情報を仕入れた方々が相談とかにも行かれているようですので、今の定員10に対して、もしかしたらあふれるのではないかということも聞きましたので、そのような準備体制も必要なのかなと思ったところです。ぜひ検討の一つに入れていただけるといいかなと思いました。

次の質問に参ります。

次、ふるさと納税の自動販売機についてですけれども、ふるさと納税の自動販売機につきまして、実はこの自動販売機の提言につきましては、議会では2回目、財政課に直接相談に行ったのが1回あるので、もうこれで3回目の提案になるんですけれども、今回、総務産業でもその自動販売機の製造をされているところに研修に行きまして、お話を伺うことができました。

まず最初に、財政課長にちょっと伺いたいんですけれども、ふるさと納税の1年間の波です。やはり年末に偏るとか、年度末に偏るとかあると思うんですが、どのような感じで皆さん納税されているか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税の状況につきましては、やはり今、議員のおっしゃったとおり波がありまして、11月、12月の年末に向けて利用が増えるという状況であります。また、制度改正等ありまし

たら、10月1日からの制度改正が多いんですけども、9月の利用も多くなっているという状況になっております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 多分、ふるさと納税に関しましては、时期的なものから、それに合わせて考えてされる方がサイトからというのが一番多いと伺っておりますが、行政調査でも研修でお話を聞いて最もだと思ったのが、やはり自動販売機を高千穂町のように、先ほど報告がありましたが、170万近く、インバウンドはいますけれども、の人が訪れるところで、自動販売機を設置することによって、ふだんふるさと納税に何も思わない人たちが本町を訪れて、そこで納税することで、その土地のお土産とか、その土地の体験とか、クーポンとかを手に入れて、また体験活動やいろんな観光が楽しめるというところで、ふるさと納税に興味のない方が見てくれるという利点と、シーズンにかかわらず、高千穂は観光地なので、やはりオールシーズン人が来るから、ふるさと納税の時期に頼らず、ほかの時期にも納税をしてくれる方ができるのではないかなという可能性も秘めたものではないかなと思っていますところなんです。

さっき、答弁でもありましたが、あとからふるさと納税という制度を用いてされている部分もありますけれども、それと併せてこちらのほうもすると、2つの方法で利用が増えてくれるのではないかなとも思いますし、御当地の体験活動、トロッコ列車に乗ったりというのは予約ではできないことで、こちらに来て切符を買うようになってます。そういうのもふるさと納税の一環で利用ができれば、二度お得みたいな考えのほうも出てくるのではないかなと想像しているところなんです。

事例として、行政調査のほうでも伺いましたが、群馬県のほうでは一月に2,200万から2,500万という数字を上げる自動販売機もありますし、また空港に置いてあるものは、もし羽田であれば、宮崎市のほうは羽田に置いてありますが、お土産を買わなかった方が羽田空港で納税してお土産、宮崎牛をその場で頂いて持って帰るとかいうのもあっているということもお話を伺いました。

自動販売機というと、入れたらその場で物が出てくるというイメージの方もちょっといらっしゃったので、補足なんですけれども、高千穂でもし高千穂牛を自動販売機で購入した場合、それは自動的にその人の所在地に送られるというシステムもその自動販売機のほうでは取っているという事例も伺いましたし、この中でも要望の中と行政調査報告でもありましたが、最近はリースで、毎月7万から8万のリースで行っている自治体もあるということです。

今回、検討という話も出ておりますが、今までの方法でやってたら何の変化もなく、微々たるものというところもあるので、いろんな方法で取ってみてはいいのではないかなという考えで、

今回、一般質問をさせていただきました。町長としては、前回の質問のときは、羽田に置いてありますよねという、それからシーガイアに置いてありますよねという、宮崎のほうは宮崎空港に置いてあったものがシーガイアに移動させたということなんですけれども、というところで、検討の価値があるかなというところの答弁で終わってたんですけれども、今回また再度質問をさせていただきましたが、町長として何か考えに変化があればなと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

自動販売機で何を販売するかというところがなかなか難しい検討課題だなというふうに思っております。例えば、ボートのチケットであるとか、あるいはおっしゃったようなあまてらす鉄道さんのトロッコ列車のチケットなんかは枠がありまして、そこに、それを買ったから、行ってすぐ乗れないかもしれないというところがありますから、そういったものはなかなか難しいなというふうに思います。高千穂牛というところなどに限定をすれば、可能性としてはあるかなと思います。

あと、我々が懸念するのは、やっぱり経費でありまして、経費率につきましては今50%以内に抑えなさいということでもありますけれども、さらに単年度でぐっと経費がかかるとなれば、そこを抑えることが難しいという状況がありますから、おっしゃったようなリースという形、あるいは質問の中でもありました業者さんからの物納ということが可能であれば、検討はできるかなと思います。

これまでなかなかネックとなっていた何を販売するかというところで踏み出せない状況と、あと経費、これについてありましたけども、そういった物納という形も事例としてあるよということをお聞きしましたから、そのあたりがもし事業者が対応可能ですということになれば、可能性としてはあるかなと思います。あとはランニングコスト、費用対効果がどのように見込めるかというところをもう少し詳細に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 三度目の正直で、どこかで観光客の数を生かしたふるさと納税の事業化が進むといいなと思っているところです。前向きな検討を考えていただきたいと考えております。

次に、スクールバスの件についてお伺いしたいと思います。

答弁にありましたように、事情のある生徒、そのとおりですので、その辺は御相談させていただきたいなと思いました。一度、相談には行かせていただきましたが、その後、再度、もう一度

相談すればよかったなと今思っておりますが、実際またその諸事情を絡めて聞いていただきたいなと思っております。

遠距離の子供に対してなんですけれども、岩戸地区のほうが、新たにできる中学校に向けてバス路線をといるところの検討課題がありましたので、それは地域の方と相談しまして、またそういう御意見を持っていければと思っております。

それと別件で、今、高千穂中学校に通いつつも、遠距離の子供たちも出てきたような数字、います。その子供たちをどうにかほかの子供と一緒に帰りたいとき、部活がしない子供たちが今増えているので、学校が終わってすぐに帰れるという状況をつくることも必要ではないかと考えて質問したところでした。岩戸地区はバス路線を、ふれあいバスの時間を合わせてあるという答弁をいただきましたが、ほかの三田井、押方地区はそのような配慮は全くありませんが、その辺を今回、交通策定がまた変更する時期ではありますが、中学校の生徒が親の迎えを待たず、学校が終わったら部活をしない子供たちが帰れるような時間帯にふれあいバスを出すということについては可能にはできないかどうか、企画観光課長に伺います。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、ただいまさつき議員から提案がございましたので、もうすぐプロポーザルも開始しますので、あと交通計画を策定するに当たってそういった御意見もあったということで、検討の材料とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） ぜひ検討課題の中に入れていただきたいと思います。最近、部活動をしない子供たちが増えておりまして、保護者が仕事を終わるまで待つという姿も見られておりますので、お考えに、中に入れていただきたいと思います。

次の質問、最後の質問なんですけれども、福祉的施設の整備について伺いたいと思います。

まず、今回たかちほの杜プロジェクトと一緒に複合化については進んでおりますが、会議に出た際に、複合施設の整備の中身について、まだ今のところ漠然と進んでいる感じではありますが、福祉の拠点としての整備とは言えなかったような内容になっているのではないかなと感じております。令和に入ってずっと長寿命化計画で2期、3期と来る中、ようやく老朽化施設に対しての整備が今できるようになったというところで、なぜか計画になかった道の駅がぽつんと出てきたんですけれども、福祉保険課長に伺いますが、保健センターげんき荘も改修、改修、行われておりますが、雨漏りもするし、階段は高いし、高齢者が集まるには不便な段差もありますが、老朽化に対してはほかにもどのような感じで古くなっているかお知らせください。

○議長（本願 和茂議員） 保健センター所長でいいですか。保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） さつき議員の質問にお答えいたします。

保健福祉総合センターげんき荘は、平成11年の4月から開設しておりますので、約27年経過しているところでございますが、議員のおっしゃるとおり、数年前から2階の雨漏りが大変ひどい状況で、昨年ようやく防水加工の修理が完成しまして、雨漏りのほうはもうなくなっております。ただ、病院と同じ時期に建設はしておりますが、防水加工等の工順に入る前にいろんな業者さんに見てもらった中で、外壁等も大分古くなっているということは指摘されておりますことと、あと中のほうもやはり壁などが大分傷ついている部分がございますので、こちらの本庁よりは新しい施設になっておりますが、少しずつ傷んでいるところはできている状況にはあります。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 佐藤さつき議員。

○議員（7番 佐藤さつき議員） 福祉の中核になる保健センターげんき荘も古くなっている、社会福祉協議会が入っている施設も避難所ではありますが、大変古い、子育て支援センターはもっと古いということで、福祉の拠点に集約して、機能を子供から高齢者までの機能として十分に果たせるようにしていただければということで提案してきまして、それで町長のほうもそういう拠点ができればということで今後計画を考えていると思いますが、今のところその機能が全てというのはあれですけれども、子育て支援センターに介しても部分的な利用のみみたいな計画になっておりますが、ヒアリングをしてからそのようにということではありますけど、ヒアリングも十分に行われていないような感じで計画が立ったような感じで、私個人としては感じました。町長として、これからまだ会議は続きますが、福祉の拠点、文化的な拠点として町なかくにぎわいをつくるのであれば、今後、新道の駅は10年後ぐらいになるんですけども、それに合わせず拠点整備を進める予定であるかどうかを、最後の質問になりますが、説明願いたいと思います。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まちなか複合拠点施設につきましては、老朽化してる中央公民館等の機能、また子育て支援センター、またまだこれは検討中でありまして、今から検討しますけれども、どのような福祉的な施設を持ってくるかということにつきましては、まだ基本構想という段階でありまして、具体的な、個別的な、詳細な計画というのは今から決めていくということでございますが、保健センターを持ってくるという考えはありません。保健センターは病院と連携するということで、国保の補助事業を使ってあそこに一緒に建てたということでございますから、その考えはございません。

どのような形でという、スケジュール感的なところを言いますと、やはり計画の段階で新たな

道の駅の施設とまちなか複合拠点施設につきましては、機能をどうすみ分けるかというところをやっぱり早い段階からしっかり構想しておく必要がある、分けておく必要があるということで同時に計画をしますが、答弁で述べたとおり、それぞれ計画する、実行に移していける時期というのは異なってくると思います。

私の考えとしましては、この御質問とは全く関係ありませんが、まずは高千穂中学校を優先して取り組む、そしてその後、準備ができた部分から取り組んでいくという考えでありますから、恐らく高速道路の整備の状況を考えれば、まちなか複合拠点施設のほうが先に着手していくような形になるのではないかというふうに思いますが、しっかりとこれからまた基本計画の中で具体的な施設の中身、そしてレイアウト、どう機能を、複合施設ですから、その機能が施設のどこかを共有するとか、そういった使い方についても具体的にこれから検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（7 番 佐藤さつき議員） 以上で質問を終わります。

.....

○議長（本願 和茂議員） ここで3時35分まで休憩します。

午後3時25分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、桐木敏隆議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（1 番 桐木 敏隆議員） 議席番号1番、桐木です。今回、2件の質問をさせていただきます。

1 件目、高千穂橋等観光施設及び周辺の環境整備について。

令和7年の観光客の入込数は177万2,350人で、前年比20万2,400人の増となっており、ゴールデンウィークの入込状況を見ると、今年は昨年をさらに上回るのではないかと予想されます。観光客200万人を目指す本町にとっても今後は来ていただいたお客様にいかにして満足して帰っていただくかが課題となっております。オーバーツーリズム解消のために新しい観光スポットを開発し、観光客を分散させることも必要ですが、まず、劣化した既存施設の改修や周辺環境を整備することが先決であると考えます。観光で稼ぐという町長の目的達成のため、今後どのような施策を考えておられるか伺います。

1、駐車場等の施設利用で発生した収益とその収支。2、4月1日から開始した駐車場使用料金の使い道。3、高千穂町観光基金の積立額と今後の基金の執行方法。4、観光で稼いだお金は

観光に再投資するため、観光駐車場の収入を基金に積み立てる考えはないのか。

2 件目です。経年劣化等による公民館補修費への補助について。

町内各公民館は建築から年数が経過しており、経年劣化による修理や修繕が必要となっている状況があります。今後、公民館の中には、過疎化による住民の減少や高齢化により、修繕費負担金の徴収が難しい公民館が出てくることが予想されます。町としても公民館への修繕補助を行っていることは承知していますが、補助金額増、補助件数の拡充ができないか伺います。

1、令和7年度修理修繕に係る公民館からの要望件数と補助件数、2、2027年、蛍光灯の製造ができなくなりますが、蛍光灯の確保、LED化には多額の経費が必要である。補助は考えていらっしゃるのか。

以上、2点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、桐木敏隆議員の御質問にお答えいたします。

1 件目の高千穂峡等観光施設及び周辺環境整備についての御質問のうち、1 点目の駐車場等の施設利用料で発生した収益と収支についてですが、令和7年度の収益は第1御塩井駐車場と第2あららぎ駐車場の使用料収入が1億1,721万7,200円でございます。

令和7年度の収支としましては、歳出が高千穂峡に関連する公園管理事業費、観光地交通誘導委託料、駐車場管理委託料、第3大橋駐車場整備工事等を合計しまして1億4,298万1,913円であり、これを駐車場使用料収入から差し引きまして2,576万4,713円のマイナスとなっております。

次に、2 点目の4月1日から開始した駐車場使用料金の使い道についてであります。一般会計内の収入として処理しておりますが、観光地交通誘導委託料や駐車場管理委託料に充当されております。

次に、3 点目の高千穂町観光基金の積立額と今後の基金の執行方法についてであります。現在の基金の積立額は、令和8年3月31日現在1,000万円であります。

執行方法としましては、観光振興事業で必要な見積金額で取崩しを行い、その歳出予算に充当していくものであります。

次に、4 点目の観光で稼いだお金を観光に再投資するために、観光駐車場収入を基金に積み立てる考えはないかについてであります。本町が高千穂峡を管理していく上で、施設の修繕や風倒木、支障木の伐採・撤去委託などの緊急的対応が必要な場合が多々ございます。予算に余裕がある場合や予算の流用で対応できる場合は緊急的な対応ができるのですが、予算が足りない場合は次期議会での補正予算対応となり、最大3か月ほど対応できない場合がございます。これは高千穂峡の評判を下げることになり、観光客の皆様や高千穂峡内の事業者にも御迷惑をおかけする

ことになります。今年度は観光駐車場使用料収入１億７，２０１万円を見込んでおりますので、そのうちの何割かを積み立て、緊急対応に備えるための修繕料、委託料、工事請負費等に充当できるような予算組みをする必要があると考えます。

私も観光予算は投資であると考えておりますので、毎年度積み立てる金額や取崩しの時期等について検討をしてみたいと思います。

次に、２件目の経年劣化等による公民館補修費への補助についての御質問であります。自治公民館につきましては、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っており、施設の維持管理は重要な課題であると認識しております。

初めに、１点目の令和７年度の修理・修繕に係る公民館からの要望件数と補助件数についてですが、まず、宝くじの益金を活用した一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業について説明いたします。

本事業の助成対象は、１、集会施設の建設、２、その施設に必要な備品購入費となっており、既存施設の修理・修繕は対象外となっております。令和７年度は備品購入助成で累計１３件の要望があり、１件の補助実績がありました。

令和７年度は県が行っている「宮崎県ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業で１件採択を受けております。

本事業の採択要件としては、集落において住民間・世代間の交流を図るための拠点としてイベント等を開催していくことなど、前向きな取組を行うことで公民館の改修が認められております。

現在、公民館の補修費のみに対する補助事業は、県単事業、町単事業にも補助制度がございません。また、公民館によっては農林業の振興や農地整備に関連する補助事業を活用する事例もありますが、いずれも採択要件が厳しく、令和７年度の実績はない状況であります。

さらに、利子補給を行う制度として、高千穂町自治公民館施設改修等補助金交付要綱があり、対象事業費１００万円以上の事業において、金融機関からの借入金に係る利息を補助するものですが、令和４年度以降の利用実績はない状況であります。

議員御指摘のとおり、人口減少や高齢化の進行により、地区での負担が困難となるケースが今後増加することが懸念されております。このため、補助制度の見直しや支援内容の柔軟化について、特に国や県への要望も含め、実情を踏まえながら検討してみたいと思います。

次に、２点目の２０２７年に蛍光灯の製造が終了する中、蛍光灯の確保やＬＥＤ化には多額の経費が必要であるが、補助は考えていないのか、との御質問についてであります。蛍光灯の製造終了への対応は全国的な課題であり、本町においても公民館のＬＥＤ化は重要な課題であると認識しております。現時点において公民館のＬＥＤ化のみに特化した補助事業は設けておりませんが、照明設備の更新につきましては、施設の修繕・改修の一環として、既存の補助制度の中で

対応しているところであります。

LED化には初期費用がかかることから、現行補助制度の活用や補助対象の拡充の検討など、公民館の負担軽減に向けた支援策について検討してまいります。

今後も地域コミュニティの維持・活性化のため、公民館の維持管理に対する支援の在り方について引き続き検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） それでは、ただいまの町長答弁について再質問をさせていただきます。

まず、企画観光課長に伺います。

交通誘導委託料と駐車場管理委託料、これについての支払先というのはどちらになっているのでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 桐木敏隆議員の御質問にお答えいたします。

交通誘導警備委託料、高千穂町駐車場管理業務委託料、ともに高千穂町観光協会にお支払いをしております。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） はい、分かりました。

それでは、令和7年度駐車場収支は2,576万4,713円のマイナスとなっておりますが、これについてはどういうふうな処理をされているのでしょうか。これ財政課長がいいですか。企画観光課長でよろしいですか。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） お答えいたします。

この処理といいますか、特別会計ではなくて一般会計の中に収入も歳出も入っておりますので、全体的に処理を一般会計でしているという状況でございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） はい、分かりました。

次に、先ほど出ました高千穂町観光振興基金、これについて伺いをいたします。

これについては、令和7年6月に施行されていると承知をしておりますが、この中には寄附金等を原資とすると、冒頭こういう記載がございます。そう書いてありながら、第2条には、当該年度の一般会計歳出予算に定める額とするというような記載も同時にされております。私ちよっ

と勉強不足で分からないので、財政課長これちょっと教えてください。原資は、寄附金を原資とすると書いて、支出については一般会計歳出予算に定める額とするという記載がされております。説明をお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長が答弁するようになります。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） お答えいたします。

実際、観光協会から寄附金を1,000万円頂いて、積立てを行っておるんですが、積立金として口座に積み立てる場合に、一般会計で歳出予算として積立金で1,000万円上げないと通帳に歳出ができないんです。そういったことで、第2条に規定がございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） これによりますと今後も、ということは、観光協会さんから毎年1,000万円程度寄附がいただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それにつきましては、毎年ということは聞いてはおりませんが、今回も、今回の議会のほうで補正予算をさせていただいたところであります。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） それでは、今後もこの第1条「寄附金等を原資とし」という文言はそのまま残されるというお考えですか。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） お答えいたします。

今回、町長の答弁にもございましたとおり、駐車場収入等を基金に積み立てられるのであれば、その表現につきましては、一部改正も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） ありがとうございます。その場合、先ほどの町長の答弁の中であったとおり、経費のほうが1億4,200万ということで、本年度の駐車場使用料の料金収入が第3、第4を有料化したことにより1億7,000万、ざっと計算して、商売で言えば黒字が3,000万出るわけです。それが原資になるという考え方でよろしいでしょうか、町長。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

昨年度につきましては、第3大橋駐車場の整備工事等も入っておりますから、経費につしまし

てはそれまでの年度よりも多かったかなというふうに思います。その残と言いますか、益が出る部分につきましては、ほかの観光振興に活用できる財源として充てられる事業があればそちらに活用し、また、その上で益が出るということであれば、そのうちから幾らか積める範囲内で観光振興基金に積むということは、十分に考えられるというふうに思いますし、それをしっかりと予算化して積み立てるということで、そのように考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） ありがとうございます。それでは、今度は使い道のほうでちょっとお伺いしたいと思います。

先ほどの町長答弁に、高千穂峡の管理というお言葉がありました。この基金の条例には、同時に観光施設の整備、改修等も記載されております。ちょっと私事で一例を挙げれば、３週間ぐらい前に東京から友人が来まして、高千穂峡等を案内したわけですが、そのときに国見ヶ丘に登って、ちょっとびっくりした次第です。老朽化した建物はあり、協会の旧売店の周りにはもう草ぼうぼう、中畑神社遥拝所が上にあると思うんですが、あそこは本当にいい場所なんですけど、あそこも車で上がるのに、車に草がこするぐらいの状況でした。この前行ったら切ってありましたけれども、何といたしますか、あのような管理だと、昨日、おとといとか、いつ切られたのかちょっと承知はしませんが、行ったお客さんはいいイメージで帰られると思いますけれども、それまで来られた観光客の皆様、そのときも雨の中にもかかわらず１０台ぐらい車が止まっております。高千穂の神秘的なイメージを損なうような雰囲気、とても私は恥ずかしい思いをしたところであります。

この基金の使い道に施設の適切な管理、環境整備等をぜひ何か所草刈り等をする場所があるかはちょっと私も存じ上げませんが、それについて定期的な整備と、あと、それに係る資機材です。前、私が知っている範囲では、企画観光課の職員さんが自分の刈払機を持って草を刈っていた場面にも遭遇したことがあります。ぜひ、そういう資機材の購入にも充てられるという柔軟な執行をお願いしたいと思います。町長。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かにこれまで財源がなかった部分について、使える財源が増えるということでもありますから、お話のあった内容等につきましても整備をしていきたいというふうに思います。

また、おっしゃった国見ヶ丘周辺の施設等につきましては、町で管理をしている部分と地元で管理をいただいている部分とありますので、そこあたりのタイミング、地元の草刈り、高千穂で言えば草刈り役目と言いますか、そういった部分のタイミングがあったものというふうにも

思いますし、町が直接管理している部分と地元が管理している部分と、巡回もこれまで以上にさせていただきながら、早期に草を刈ったほうがいいのか、枝を払った方がいいというところにつきましては、地元の皆さんとも情報共有をしながら連携を図っていききたい、そのように思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） ありがとうございます。本当お願いばかりであれなんですけども、この観光基金の所管については企画観光課という理解でよろしいのでしょうか。町長。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

観光振興基金につきましては、基金の所管は企画観光課ということになります。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） ありがとうございます。非常に私も仕事が高千穂峡における関係で、観光客の皆様から、先ほど市野議員もおっしゃいましたけど、いろいろクレーム等を聞くところであります。クレームじゃないですけど、情報を企画観光課のほうにつないで、そしたら迅速に対応いただいたと。今回の落石のような大きな工事等には、もう該当しませんけれども、看板が汚れて見えないとか、草で道路標識が見えない。今、自家用車で来られるお客様が大変多くなったもので、そういうお叱りも受けるところであります。ぜひ、本当に迅速にそれから柔軟に基金を執行できる体制を構築していただきたいと思います。町長よろしくをお願いします。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、これまでよりも新たな観光への投資として使える財源ができるということでありますから、これまでなかなかお金がなくてできなかったというようなところにつきましても、これまでよりも十分に充実した事業の執行ができると考えておりますので、地域の声、観光事業者等また観光協会そういったところのお声を聞いて、早期に対応できる部分につきましては、これまでよりもスピード感を持って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） 町長に併せてお聞きいたします。

今、ほかの場所はバーが上がったり、有料化になって、無人化をされていますけれども、御塩井駐車場、あららぎ駐車場も順次そういう方向でされるというお考えでしょうか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

あそこの部分につきましては、長い間観光協会さんに駐車場の管理を務めていただいておりますけれども、将来的にはそういったことも可能になってくるのかなというふうにも思います。

また、駐車場からその例えばボート乗り場あるいは遊歩道、こういったところへの聞かれたときの御案内というか、そういった機能も持ち合わせているのかなと思っておりますので、その部分がどう機能が維持できるかということも課題かなと思いますが、経費が下げられる方法があるのであれば、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1 番 桐木 敏隆議員） ありがとうございます。今、観光協会さんが駐車場は管理しておられますけれども、5 時ぐらいで全員お帰りになれば、その後は状態的には無料の駐車場となっておりますが、そこにバーなりをつけて、幾らにするかは分かりませんが、すれば、夜に来られる方もいらっしゃるみたいで、少しは収益も上がるのかなと思いますし、基本、冒頭質問したとおり、交通誘導委託料、管理委託料、これの大幅削減につながれば、さらに自主財源、駐車場における近隣市町村にはない駐車場で設けた自主財源にもなりますので、ぜひ無人化を検討していただきたいと思います。

次に、公民館の支援についてお伺いをいたします。

なかなか現行では施設の改修等難しい。建てるのには補助が出る。クーラー等買換えは出るけどこの改修には出ないという話で、県の施策の採択要件に、イベント等の開催が町長の答弁の中で条件に入っておりました。過疎化・高齢化によってイベント等もできない公民館が多い中、この県の要件はちょっと難しいんじゃないかと考えますが、町長はどうお考えですか。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

私も同感でございまして、地域の中で公民館が老朽化している。改修したことによって新たなイベントの開催であるとか、地域の活性化に資するような都市部との交流とか、そういった事業を新たにやらなければ対象にならないというのは、非常に地元としてはハードルが高いというふうに考えられます。

よって、本当は改修したいけれども、そういった体力がないというところで断念をされるという事例もあるのが実情です。県、国に要望していきたいというふうに考えますが、参考にですが、6 月 26 日に自民党会派の県議会議員の皆さんとの意見交換がありますので、そこで地域の課題等と県の要望等がありましたらということでもありますので、そういった部分についても町として県議会の議員の皆様方に要望として上げたいというふうに思っております。まずは、県

のほうでそういった柔軟な補助事業の設立を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） L E D化対応について、町長答弁の中で既存の補助制度というお答えがありましたけど、この既存の補助制度について教えてください。企画観光課長でも構いません。

○議長（本願 和茂議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

既存の事業と書いてございますが、これを備品と捉えて、コミュニティ助成事業でL E Dに交換したという実績がございます。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（１番 桐木 敏隆議員） 分かりました。私どもの公民館もこの前、L E D化がもう来年だけどうしようかという話になっております。既存の制度でも構いませので、ぜひ各公民館に周知していただいて、同時に、もう来年蛍光灯がなくなりますので、蛍光灯の買い置きというんでしょうか、準備等についての周知について、公民館あたりでしていただけると。なかなか一瞬ニュースになりましたけれども、もう今は全然テレビにも出ませんし、そのときになって、皆さん電気店に問い合わせるという状態もあるかもしれませんので、ぜひ早めの周知をお願いします。

あわせて、冒頭の話ではないんですけど、公民館の劣化です。これ今まで、県にも国にも、町にもそういう制度はないということですが、ぜひ１年１件ずつでもいいと思いますけれども、ほとんど悪くなっているの。悪くなるのは一遍に悪くなりますので、１件ずつでもできるような施策です。公民館にアンケートでも取っていただいて要望があるのであれば、一応要望を把握した中で、年に１件ずつでも補助ができるような施策を構築していただきたいと思います。

町長、よろしくお願いいたします。

○議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 桐木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど企画観光課長が申しあげました宝くじの収益を、益金を原資とする事業につきましては、延べ１３件ほどでしたか、申請があったということでもありますけれども、なかなか高千穂町でも、全国から応募がある中において、高千穂町は毎年最近では１公民館しか採択していただけていないというところがございます。

加えまして、県の中山間地域政策課の事業、こちらにつきましては先ほど述べましたような条件がつくということでございます。そういったところもうまくストーリーを——地元の皆さんの

取組が必要でありますけれども、表現しながら、採択になるようにというふうに考えているところでございます。

また、中山間地域直接支払交付金とか、そういったところがある農地が多いところにつきましては、そういった部分を一部使って改修されているというところもあるのが実情かなと思います。

また、町といたしましても、今後どのような形でそういった支援ができるかというのは検討してまいりたいというふうにも思います。1件でもということでありますけれども、どのような財源を活用できるかというところ、財源の確保、このあたりと支出の在り方をどう理由づけて財源を活用していくかということについて今回質問もいただきましたから、また担当課を交えながら協議をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本願 和茂議員） 桐木敏隆議員。

○議員（1番 桐木 敏隆議員） ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（本願 和茂議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後4時09分散会
